年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	390	その他	知事会	九州地方知事会	内閣官房、国土交 通省	B 地方に対する規制緩和	行政手続における を特定の個人を 適別するための 番号関する利は第 19条第7項 9条第7項	和芸体障・代番号 制度における個人 番号利用事務の	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項別表第1にマイナンバーを活用できる事務が掲げられているが、その別表に記載されている法律と同様の手続となるものがあることから、それらの事務も対象とするよう、別表への掲載を求める。(参考) 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国交省)に係る事務等	第9条第1項別表第一で個人番号を利用できる時務の外季されている。これらの外季された事務 では、例えば、住民票や所得証明など添付書類が提出不要となるが、現状では、別表第一に挙げ られていない社会保障等に関する法律で行われている事務で、同様に住民票や所得証明など添 付書類を求めている事務がある。例えば、「特定侵負責貸生生の供給の促進に関する法律」(国 安省)に係る事務については、番号法別表第一項番19「公営住宅法にも必当住宅の管理に関 よる事務については、番号法別表第一項番19「公営住宅法にも必当性をできる。	6[内閣官房] (3)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律(平25法27) 個人番号利用券(9条1項)及び特定個人情報の提供制限の例外 となる事務(19家7号)に、特定優良質賞性宅の供給の促進に関す る法律(平5法20)に基づき地方公共団体が供給する質賞住宅の管 理に関する事務を追加する。
26年	569	医療・福祉	都道府県	神奈川県	内閣官房、厚生労 働省	B 地方に対する規制緩和	新型インフルエ ンザ等対策特別 措置法第28条 第4項	新型インフルエン ザ等法であって また。基づく特定 接種の登録事務の 役割明確化	力を求めることができるという規定を使い、登録事業者	県や市町村に協力を求めることができるという規定を利用し、特定接種にかかる登録事務について登録事業者との調整を全て県や保健所設置市に任せてしまっている状況であり、膨大な業務であることから、非常に混乱が生じているため、役割の明確化を図る必要がある。例の別は、特定程値の疑義順会は、約3、700事業所の方ち、40中で、県保健所設置市が照会する中で、事業所から制度に対する意見、要望等があり調整が発生し業務が増えている。特定接種の登録の可否といった質問が多いので、今後の登録者の調整は、国において行っていただきたい。	
26年	296	產業振興	都道府県	三重県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特別区域 法第8条第2項 総合特別区域 法施行規則第8 条第1項	国際戦略総合特 区にかかる区域指 定方法の連用見 直し	国際戦略総合特区の区域指定は、地番に基づいて行われているので、市町の区域に基づく指定となるよう連用を見直す。	【支障事例等】 国際戦略総合特区において、区域拡大申請を行った後に、既指定区域の法人から、既指定区域の隣地へ連物を批落(増設)する計画の申し出があったが、隣地を追加申請するタイミングに間に合わず、結果として、この法人が女変便進税制を活用することができない事例があった。国際戦略総合特区の区域指定は既存事業者の工場敷地を地番指定しているため、工場を指定地番以外へ拡大する場合や、新たに同事業を手掛ける事業者が現れた場合は、円滑に特区制度を活用することができない。 (制度改正の必要性】 このため、区域指定の段階では市町区域の指定とするよう運用を見直し、事業計画認定申請の段階において区域を限定するなど柔軟に対応できるようにすれば、産業クラスターの形成につながる。	(2)総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (i)総合特別区域の市前村区域での指定について、地方公共団体 から合理的な理由をもって申請がある場合には、市町村区域での指 定が可能であることを速やかに地方公共団体へ通知するとともに、 市町村区域での指定に関する相談に関しては、事象の権実に支険
26年	350	產業振興	都道府県	德島県·京都 府大阪府県 庫県・鳥取県	内閣官房、内閣府	B 地方に対す る規制緩和	総合特別区域 基本方針 総合特区推進 総合等に関する基準 に関する基準 について	総合特区推進調整費の使途等に 関連する基準の要件 観報和	総合特区推進調整費の使漁について縛りを外し、地域の判断で自由に活用できるものとする。 ※事業予算の補売的な役割としてではなく、各総合特 の同に神配分していただき、その中で特区目標実現のための事業に、弾力的に活用できることとしていただきたい。	などの隘路が生じている。	
26年	392	產業振興	知事会	九州地方知事会	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特別区域 基本合特別の使基本合特の使基本合特度の使基本の特別ので基準に同じては同じについる月23日付府地活第126	総合特区推進調整費の申請手続き の簡素化	課題解決型医療機器等開発事業などに総合特区推進 調整費を活用した場合にも、課題解決型医療機器等開 発事業などと同様に、切れ目無、計画に必要な範囲の 調整費の交付を求めるもの	が、国の了承が得られず、空白期間が生じているため、人件費の負担等事業者の負担が増大しているほか、試作に必要な材料の購入ができず、試作機の製作ができないなど、開発計画の遂行 に支障がでており、このままでは当初計画の変更を余儀なぐされる恐れがある。	(2) 総合特別区域法(平23法81) (内閣府と共管) (小) 認定総合権政計画に盛り込まれた複数年計画の事業に関し、 事業実施主体が切れ目なく事業を推進できるよう、当該事業を支援 する関係府省において、所管する予算制度を活用して重点的に財政 支援を行うととは、これによっても支援が不足する場合には、関係 府省の予算制度で対応が可能となるまでの間、総合特定推進開整 数が活用できることを、関係府省及び指定地方公共団体に通知す

年	年 管理		提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26	∓ 81.	2-1 j	差業振興	都道府県	兵庫 県 【共同探案】 京都府島県 、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特別区域 法第35条第7 項、第37条、総 合特別区域 施行規則第31 条等	置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集り受付期間の原数増行対象外となっている3~5月までの融資実行分	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするととは、選用で行われている事務局、の「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更により、特例・支援措置の効果の即等操が可能となるため、その効果を最大限発揮するためにも規制の特別措置に採る「国上地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 (3) 融資の象方時期については、3~5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	用力広かり入れられていれば、このような時间的ロヘかないなり、述べかに事務す続きかてきる。 「(ク)について 国と地方の位議け年2回と限られ 位議結里を結れたければ 特例・支援機器を活	6【内閣官房】 (2) 総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (3) 国際戦略総合特別区域計画の設定(12条10項)及び地域活性 化総合特別区域計画の設定(3条10項)に各3法に定める認定事項(12条2項又は35条2項)以外の届出を求めている事項について、関係者向けの文書で明確化する。
26	∓ 81.	2-2 j	奎棠振興	都道府県	兵庫 県 【共同標本】 東東、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特別区域 法第35条第7 項 第37条、総合特別区域 施行規則第31 条等	置に係る「国と地方の協議」や金融 上の支援措置の 集の支援期間の 原数増行対象外と なっている3~5月 までの融資実行分	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の1軽徴な変更上するととは、運用で行われている事務局、の「届出」制度を明文化すること。(2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更により、後候・支援者の効果の動発揮が可能となるため、その効果と豊大原発幅する全能上の支援措置の集中の要が増やすこと。(3) 融資の実行時期については、3~5月も支援措置の融資対象期間に含めること。	な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。 運用で行われて いる事務局への「届出 制度が明文化されていないか。「評価措度の数値目標」の変更に当た り、地域協議会による事前協議が必要か事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。 運 用方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがななり、速やがに事務于最かだきる。 「(2)について)国と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たなければ、特例・支援措置を活	(ii)規制の特例措置に関する提案(10条及び33条)は通年で受け付けていることや、総合特別区域に指定された地方公共団体からの提案数及び要望を踏まえて効率的かつ効果的に国と地方の協議を
26	手 81:	2-3 j	奎業振興	都道府県	兵庫 県 【東同様案】 東京都修島県 、徳島県	内關官房、内關府	B 地方に対する規制緩和	法第35条第7	置に係る「国と地 方の協議」や金融 上の支援措置の 集中受付期間の 回数増 (3) 現行対象外と なっている3~5月 までの融資実行分	正の認たが不安の「軽減な変更」とするととも、連用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。	務局への「油田」ですが、より迷やかな変更か可能となる。また、上記の変更は、既に国と励識済	(iv)国際戦略総合特区支援利子補給金(28条)及び地域活性化総合特区支援利子補給金(56条)の融資対象時期に、3月及び翌年度 予算の成立を条件として翌年度の4・5月を追加する。さらに、事業 者推薦の申請受付については、4・5月の融資を対象とした受付時

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管•関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	812-4	産業振興	都道府県	兵庫県 【共同提案】 東都作島県 県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対す る規制緩和	総合特別区域 法第35条第7 項第37条、総 合特別区域 施行規則第31 条等	までの融資実行分	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の1 軽微な変更」とするととは、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 上訟が認められた場合、連やが計画変更により、特例・支援指型の効果の助時発揮が可能と力を加速を発して、任务「限止や力の協議」や企験上の支援措置の集中受付期間の回数を増やすこと。 の融資対象期間に含めること。	が向へい。面は「ジャ、より迷いな要更か可能だとる。また、上記が変更は、試に国に協調か 水の内容であり、改めて地域は協会金事前協議を得る乗走はなく事後報告で十分であり、軽微 な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われて り、地域協議会による事前協議が必要が事務局へ照会したところ。回答までに時間を更した。定 肝方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがなない。達やかに事務手続きができる。 [[2]について]国と地方の協議は年2回と限られ、協議結果を待たはければ、特別・支援措置を活 はつまず、またが、といるとなる時間である。というでは、自然をは、これは、特別・支援措置を活 はつまず、といるとなる。	[再掲] 6(内閣官房] (2) 総合特別区域法(平23法81)(内閣府と共管) (ル)国際戦略総合特区支援利子補給金(28条)及び地域活性化総 合特区支援利子補給金(586)の融資対象時期に、3月及び翌年度 予算の成立を条件として翌年度の4・5月を追加する。さらに、事業 者推薦の申請受付については、4・5月の融資を対象とした受付時 期を追加する。
26年	298	その他	都道府県	福島県	内閣官房、総務省(消防庁)	B 地方に対す る規制緩和	の保護のための	国民保護計画の変更に係る内閣総共長のの協議の廃止	都道府県が国民保護計画を作成、変更する際は、あら かじめ総務大臣を辞由して内閣総理大臣への協議が 義務付けられているが、この協議を廃止する。	【根拠条文】 並力攻撃事態等における国民の保護のための指置に関する法律 第34条第5項 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、総務大臣を軽由して内閣総理大臣に協議しなければならない。 【提案事項・支障事例】 各都道府県の国民保護計画を変更する際、現状では、総務大臣・内閣総理大臣への協議(年に1度の閣議決定)を経ることとされており、その変更作業は内閣府から示されるスケジュールに沿って進めることとかで記い。人の変更作業は内閣府から示されるスケジュールに沿って進めることとっている。 年に一度の閣議決定に関し合わない変更内容は、計画に具備することができず、次の閣議決定まで変更することができないため、適宜時期を捉えた変更の困難な場合がある。このことから、現民の生命、身体及び財産を保護するための計画の変更を迅速に決定できるよう、は議を不要としていただきたし、対路、原ビく県民の生命、身体及び財産を保護する目的で策定しても地域が設計画は、平成スなお、同じく県民の生命、身体及び財産を保護する目的で策定して地域が設計画は、平成スなお、同じく県民の生命、身体及び財産を保護する目的で策定して北下に表しまり、財産を保護計画も内閣府総理大臣の協議が不要とされたことから、都道府県の国民保護計画も内閣府総理大臣の協議が不要とされたことから、都道府県の国民保護計画も内閣府総理大臣の協議が不要とされたことから、都道府県の国民保護計画も内閣府総理大臣の協議が不要とされたことから、都道府県の国民保護計画も内閣府総理大臣等への協議を不要とし、建やかな策定・変更を行うことができるようにしていただきたい。	6【内閣官房】 (1)武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平16法112)(総務省と共管) 確定項目が都道府県知事が都道府県の国民の保護に関する計画を変更するときに行う内閣総理大臣への協議(34条5項及び8項)については、年に複数回、協議の機会を設けるなど、都道府県が当該計画を適時に見直すことができるよう対応する。
26年	74	產業振興	都道府県	山梨県	内閣官房、内閣府	A 権限移譲	活性化に関する	中心市街地活性 化基本計画の認 定権限の都道府 県への移譲	中心市街地活性化基本計画の認定の権限を内閣府から都道府県へ移譲する。	[現行制度の課題] 中心市街地活性化基本計画については、市町村が作成し、内閣総理大臣が認定しており、法律 上の都道府県の位置付けは、基本計画策定能における支援のみてある。 しかし、中心市街地は、当該市前村の中心であるとはかりでなく、周辺市町村合きな広城圏の中心 であることから、その活性化は広域的な視点からとらえるべき課題である。 「制度改正の必要性] 基本計画は、当該市町村における中心市街地の活性化の東現に相当程度寄与するものではけれてならず、地域における社会が、経済的及びた作的活動が過点となるにふされしい、魅力ある中心市街地の形成が図られるためには、地域の実情に応じた取り組みが可次であり、そのための基本計画の設定は、地域の特性、実情を熱知し、今後の課題を十分に増した都道環境が設定さらに、基本計画の設定は、地域の特性、実情を熱知し、今後の課題を十分に増した都道環境が設定さらに、基本計画の設定は、地域の特性、実情を熱知し、今後の課題を大りに増した都道環境が設定さらに、基本計画の設定が移蹟されることにより、計画の策定、変更への対応も迅速になり、刺々と変化する地域の状況を反映した、より効果的な計画の実施が可能となるものである。 [医念の解消費] 認定においては、国の基本方針を踏まえて行い、国へは当該計画を報告することにより、移蹟が可能と考える。	
26年	248	產業振興	都道府県	広島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対す る規制緩和	中心市街地の 活性化に関する 法律第9条第1 項	化基本計画に係る	中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が 作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理 大臣の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 中心市街地の活性化に関する法律は、地域のまちづくりに密接に関連するものであり、市町村で 戸総守さるようにすることで、市町村の自主性・自立性の確保、計画実行までの効率化に繋がる。 第1次一括法による見直しは、同法第9条第2項の一部のみを廃止するもので、市町村の計画を国 が認定するという体系は変わっていない、来現内で基本計画の設定を受けた、市市は内的計画を国 が改定するという体系は変わっていない、現代の制度体系では、今後の基本計画変定において、市町村の計画と国 ないが一般では一般では、大きないが、現行の制度体系では、今後の基本計画変において、市町村の自 ま性・自立性が確保されず、まちづくりに対する側を工夫等が活かされない事の支障事例が生ず ることが懸念される。 本限内で認定を受けた1市では、事前調整を経た上で認定申請を行った後に認定までに1か月余 りを要しており、認定の廃止により当該期間の短縮効果も見込まれる。 (態念の解消) 基本計画策定後の支援措置等に係る関係府省との調整は引き続き必要と考えるが、現在も実施 している事前協議等により担保されると考える。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	953-1	医療・福祉	知事会	中国地方知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	「平成26年度集 原基連維動物 工工任主第基金 工工任主第 工工任 工工任主章 工工任章 工工任主章 工工任主章 工工任章 工工任主章 工工任主章 工工任章 工工	地域子育で支援 拠点事業、放課後 児童クラブの補助 要件緩和	地域子育で支援拠点事業、放課後児童クラブの補助 要件機和を緩和し、地方の実情に応じた制度とするこ と	人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に対応できるよう、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべき。 《地域子育工支援組点事業》 開設時間や職員の配置基準等の要件緩和 【支障事例】 ・A即では、前単独事業として子育て支援センターを運営しているが、補助がないため、安定的な運営が難しい。 「提案事項の効果」 ・現在、市町単独事業や事業者の自主事業として実施している地域子育て支援拠点事業の安定的かつ充実した運営が図られる他、人口減少地域における更なる設置が期待される。 《放課後児童クラブ》 利用児童数の万限等の要件緩和 【支障事例】 ・・市町は小規模クラブに対する補助が受けられなくても、ニーズがあれば事業を継続せざるを得ない。 「提案実現の効果」 ・・小規模クラブに運営する市町への財政的な支援につながるため、クラブのより一層の責質向上が期待される。	
26年	953-2	医療・福祉	知事会	中国地方知事会	内閣府、厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	「平成26年度保 育緊急確保事 実質権制助金つい でJ(H25.52)病号 京通知(H25.52)病号 京通知(H25.52)病号 京通知(H25.52)病号 京通知(H25.52)病号 京通知(H25.52)病号 京通知(H25.52) (H26.41)原生労 動名発展児 Q401第単手 反401第単手 反401第単手 原本 (H26.41)原生労 (H26.41)原生労 (H26.41)原生労 (H26.41)原生労 (H26.41)原生労 (H26.41)原生労 (H26.41)原生労 (H26.41)原生労 (H26.41)原生労 (H26.41)原生労 (H26.41)原生労 (H26.41)原生労 (H26.41)原生労 (H26.41)原生労 (H26.41)原生労 (H26.41)原生労 (H26.41)原生労 (H26.41)原生労 (H26.41)原生 (H	地域子育で支援 拠点事業、放課後 児童クラブの補助 要件緩和	地域子育て支援拠点事業、放 <u>課後児童クラブの補助</u> 要件緩和を緩和し、地方の実情に応じた制度とすること	人口減少の課題を抱えた地方においても、多様な保育ニーズへの対応を実情に応じて柔軟に対 応できるよう、補助要件を緩和し、小規模事業も実施可能とするべき。 《地域子育て支援拠点事業》 開設時間や職員の配置基準等の要件緩和 【文障事例】 ・A間では、両単独事業として子育て支援センターを運営しているが、補助がないため、安定的な 運営が超しい。 ・規定、市町単独事業や事業者の自主事業として実施しているが、補助がないため、安定的な 運営が超しい。 ・規定、市町単独事業や事業者の自主事業として実施している地域子育て支援拠点事業の安定 的かつ充実した運営が図られる他、人口減少地域における更なる設置が期待される。 《放課後児童クラブ》。 《放課後児童クラブ》。 本述は、児童クラブ》。 ・加盟規定数数の下限等の要件緩和 「支護基例」 ・・加盟機クラブに対する補助が受けられなくても、ニーズがあれば事業を継続せざるを得な した。 に置業実現の効果】 ・・小規模クラブを運営する市町への財政的な支援につながるため、クラブのより一層の資質向上 が期待される。	6【厚生労働省】 (21)放課後児屋健全育成事業 放課後児童健全育成事業の補助要件について、子ども・子育て支援 教課後児童健信育成事業の補助要件について、子ども・子育て支援 新制度の施行「伴い、平成27年度から、10人未満の放課後児童ク ラブについても補助対象とするよう見直す。
26年	290	消防·防災·安全	指定都市	京都市	内閣府	B 地方に対す る規制緩和	災害教助法第4 集	災害時の応急借 上げ住宅に係る入 民に関する事務の 簡素化	応急借上げ住宅の供与期間の延長について、現在、1 回につき11年以内」とされているものを、複数年とすることができるようにする。	【支障事例等】 応急信上げ住宅(いわゆる「みなし仮設」)は、被災者(入居者)、市町村(受付窓口)、都道府県(賃借人)、不動産業者、賃貸人の5者間で契約書等の多くの書類を往渡する頻雑な手級となり、被災自治体の負担となる。 構定非常災害の場合は、2年を超えた場合でも、応急仮設住宅の延長が特別に認められている、供与期間の延長は1回につき1年以内とされているため、複数回の延長が必要となり、みなし仮設ではその度に契約更改が必要となる。 「応急信り上げ住宅(みむし仮説) は民間の一般的なアパートなどを借り上げて使用するため、応急建設住宅とは異なり、既に建築基準法を満下した建築物であることから、1年を超える期間の延長を一度に認めるとしても、安全上、防火上及び衛生との問題上生とないのではないかと考える。みなし仮設の供与期間の延長に係る事務については、被災地はもとより、例えば、東日本大震災の減災者を市島住宅(みなし股と位置付け)においで受け入れている本前においても、毎年、月時間の延長の可告決定等を行うなどの事務を行う必要がある。 【制度公正によめ効果】入居期間の複数年とよる効果】入及期間の複数年とよの効果】入及期間の複数年となどのといるでは、大阪の事務の簡素化に配慮した制度の見直とそ行うことで、被災者の住まいの確保に要する時間の短続、手続きの負担軽減につながるととして、行政の事務負担も経滅される。	
26年	385	消防・防災・安全	知事会	九州地方知事会	内閣府、国土交通省	B 地方に対する規制緩和		応急仮設住宅の 入居期間の延長	応急仮設住宅の入居期間は2年間となっているが、被 災地域の実情に応じて延長できるよう制度の見直しを 行うこと	【支障】九州北部豪雨災害では48世帯145名が応急仮設住宅に入居し、復旧工事が終了していないなどの理由により、入居期限までの退去が困難な者が21世帯71人いる。(1/264間登入 活動で成立か必要性」に急を設住生の入居期間は2年間(災害物助法に基づ省所で、建築基準法部8条第4周1足める期間であり、特定非常災害の被害るの権利制をの役主等を図るための特別措置に関する法律1第2条に規定する「特定非常災害」に指定されれば、同法第8条係2基づき計可の期間を返走することが認められている。しかし、九州北部衛南災害は指定されなかったため、災害の規模ではなく、地域の実情に応じて入居期間を延夜できるよう制度を見直してほしい。(参考) 人居者は農業従事者や高齢者が多く、地域の結びつきが強いため、地元を離れたくないとの意見が多い。人居者は農業従事者や高齢者が多く、地域の結びつきが強いため、地元を離れたくないとの意見が多い。人居期間が延長されれば、自宅再建までの間の仮住まいを探す必要がなくなるため、入居者の経済の・精神的見部が少なくなり、安心に生活再建なである。また持ち家志向も強く、人居期間が延長されれば、自宅再建までの間の仮住まいを探す必要がなくなるため、入居者の経済の・精神的見部が少なくなり、安心に生活再建ができるよう、建築基準法に適合するよう仮設住での基礎を終そ行ったうえて、住居とに提供する。なお、被災者生活再建支援法による加算支援金の申請期間は37か月以内である。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	108	その他	中核市	金沢市	内閣府	A 権限移譲	特定非営利活 動促進法第9条	特定非當利活動 法人の所轄事務を 中核市へ移譲	現行の特定非営利活動促進法に定める所轄庁は、都 道府県の知事又は指定都市の長とされているが、ここ に中核市の長を加えることで、事務権限を移譲したい。	生間の治に LU きょうまなご のごちゅびんにもしょういのは Lに明まりはおえ こ わせめ	(と)特定非当利活動法人の設立認証等を担う所轄庁の権限(9条)については、 条例による事務処理特例制度による運用状況や都道府県。
26年	632	その他	都道府県	長崎県	内閣府	B 地方に対する規制緩和	特定非営利活 動促進法第59 条第2号	NPO法人仮認定 申請に係る設立後 経過年数の延長	活動法人の申請ができる法人は設立から5年を超えな	【支障・制度改正の必要性】 認定特定非営利活動法人になるためには、収入金額に占める客附金の割合が20%を超えること。又は年3,000円以上の客附者の数が年平均1,00人以上といった「PST基準」を満たす必要があったか。この基準が要件となっていない。保証を発きを書き、書き、書き、書き、書き、書き、書き、書き、書き、書き、書き、書き、書き、書	
26年	162	医療・福祉	都道府県	鳥取県、徳島県	内閣府、文部科学 省、厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	子ども子育で支 接法50条、61 条、児童福祉法 第6条)	地域子ども・子育 て支援事業におけ る要件緩和	いった地域の特性を活かした子育て支援事業が実施で きるように、子ども・子育て支援法第59条に定める「地 域子ども・子育て支援事業」において、市町村の裁量で	森のようちえんとは、自然体験活動を基軸にした子育で・保育や乳幼児期教育の総称で、国内でも広がりを見せているが、既存の保育所・幼稚園、さらには子ども・子育で支援新制度の枠組にない。このため、市町村の子ども・子育で支援事業計画(法第61条)において、広がりつつある森のようちえんに入所する児童が計上されず、保護者のニーズ等現状を踏ままた総合的な子ども・子育で支援のための計画にならないという支険が生じる。 1950年代にデンマーケで始まったもので、以後自然環境を活用した保育(幼児教育)として世界に広がっており、北欧等では制度化も進み、公的補助や専門指導者の養成プログラムも確立かしる。動取県と長野県の実施団体を実例対象に「森のようちえん川における幼児の発達について調査・分析したところ(島取大学へ委託)、身体性、精神性、知性、社会性ともに好ましい発達が得られたの結果が出ている。これらを受けて、本限では、全国に先駆けて「森のようちえん」の運営費補助等の支援を行うととも「は、平成と年度から、官民協働で「森のようちえん」記述といるところ。これらを受けて、本限では、全国に先駆けて「森のようちえん」の運営費補助等の支援を行うととも「は、平成と年度から、官民協働で「森のようちえん」記述制度」について検討し、H27年4月からの創設を目指しているところ。この「森のようちえん」記述地域の特色を活かした子育で支援として、移住定住の促進や地域の活性化につながる。	
26年	296	産業振興	都道府県	三重県	内閣官房、内閣府	B 地方に対す る規制緩和	総合特別区域 技統合特別区域 政治特別型域 法施行規則第8 条第1項	国際戦略総合特区にかかる区域指定方法の運用見	国際戦略総合特区の区域指定は、地番に基づいて行われているので、市町の区域に基づく指定となるよう連用を見直す。	【支障事例等】 国際戦略総合特区において、区域拡大申請を行った後に、既指定区域の法人から、既指定区域 の隣地へ建物を拡張(増設)する計画の申し出があったが、隣地を追加申請するタイミングに間に 合わず、結果として、この法人が投資促進役制を活用することができない事例があった。国際戦略 総合特区の区域指定は成本事業者の工場数と他指指定しいるため、工場を指定地番者以外へ 拡大する場合や、新たに同事業を手掛ける事業者が現れた場合は、円滑に特区制度を活用する ことができない。 〔制度改正の必要性〕 このため、区域指定の段階では市町区域の指定とするよう運用を見直し、事業計画認定申請の段 階において区域を限定するなど柔軟に対応できるようにすれば、産業クラスターの形成につなが る。	(i)総合特別区域の市町村区域での指定について、地方公共団体 から合理的な理由をもって申請がある場合には、市町村区域での指 定が可能であることを速やかに地方公共団体へ通知するとともに、 市町村区域での指定に関する相談に関しては、事業の推進に支険

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	350	產業振興	都道府県	德島県·京都府・大阪府・兵庫県・島取県	内關官房、内閣府	B 地方に対す る規制緩和		整費の使途等に 関する基準の要件	総合特区推進調整費の使途について練りを外し、地域の判断で自由に活用できるものとする。 ※事業予算の補完的な役割としてではなく、各総合特 のごと称配分していただき、その中で特区目標実現ため の事業に、弾力的に活用できることとしていただきた い、	【支障事例】 当該調整費の使途については、現行制度では、各省の既存の予算制度を活用した上でなお不足する場合に補完するものとなっているため、既存の予算制度に基づかない新規の取組に対応できない。 関係所省による予算措置の対応方針の検討を待つこととなり、迅速な事業執行ができない(既存の補助制度と同様となり、重点化を図るなど独自の財政支援ができない(既存の補助制度とらわれない現力的な財政支援を図ることとしたい趣旨)などの監路が生じている。 【対応策】 総合特区のポイントは、地域の包括的・戦略的なテャレンジを、オーダーメードで財政支援も含め、投合的に支援するという点にあるにもかかわらず、現状ではせっかく総合特区として区域情定を受けていても、財政的な支援措置については、まず既存の各省の予算制度の活用によりが応ぎする必要があり、当該制度の結りの中で、動いていかなけんばせっかく総合特区として区域情定を受けていても、財政的な支援措置については、まず既存の各省の予算制度の活用によりが応ぎすると受があり、当該制度の結りの中で、動いていかなければなない(補助事業のおは、年度をはをしているかは、年度を報告されば、年度を報告といった手順を踏む必要がある)し、また各予算制度を継ぎ合わせたパッチワーの始な対応となっている。総合特区の事業は1年のみで完結する事業ではないため、総合特区の目標実現に向けて、調整要を複数をに渡って使るあるが見動機和することで、地方の実情に応じた柔軟かつ継続性をもった財政支援が行えることとなる。	
26年	392	產業振興	知事会	九州地方知事会	内閣官房、内閣府	B 地方に対す る規制緩和		総合特区推進調整費の申請手続き の簡素化	課題解決型医療機器等開発事業などに総合特区推進 調整費を活用した場合にも、課題解決型医療機器等開 発事業などと同様に、切れ目無く計画に必要な範囲の 調整費の交付を求めるもの	」か、国の「承か侍られず、空日期间か生しているため、人件質の負担寺事業者の負担か増入しているよう。 またにひ 悪なけれの魅力 ができず また場の制作ができたいたじ 四条共同の送行	(1)総合特別区域法(平23法81)(内閣官房上共管) (い)認定総合特区計画に強少法市た複数年計画の事業に関し、 事業実施主体が切れ目なく事業を推進できるよう、当該事業を支援す 支援を行うともに、これによっても支援が不足する場合には、関係 府省の予算制度で対応が可能となるまでの間、総合特区推進調整 費が活用できることを 関係所令 及び指定地方公共団体に通知す
26年	812-1	産業振興	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都府、鳥取 県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	総合特別区域 法第35条第7 総合特別医第7 総合特別規則第31 条等	方の協議」や金融 上の支援措置の 集中受付期間の 回数増 (3) 現行対象外と なっている3~5月 までの融資実行分	(1) 地域活性化総会特別区域計画の変更を行う際、規 制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大 圧の認定が不要の「軽磁な変更」とするともは、 正とし、 (2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更により、 特例・支援措置の対象の即時発揮が可能となるためにも規制の特別措置 での効果を最大服免債するためにも規制の特別措置 に係る「國と地方の協議」や金融上の支援措置の集中 受付期間の回数を増やすこ。 (3) 融資の実行時期については、3~5月も支援措置 の融資対象期間に含めること。	本の内では、別、改めて地域協議会の事前協議を得る実践になく事を報信で十分であり、「教教 な変更」として事前協議が不要となれば、さら、最もかな計画変更が可能となる。運用で行われて いる事務局への「届出・御販売が明文化されていないため、「評価指導及り報信目標」の変更に当た リ、地域協議会による事前協議が必要が事業局へ開発したこと。回答来では開始を見した。選 用方法が明文によると、社会により、「記述、日本のより、このような問題的に対しなが、まやかに事務手機を担任。基	6【内閣府】 (1)総合特別区域法(平23法81)(内閣官房と共管) (iii)国際戦略総合特別区域計画の認定(12条10項)及び地域活性 化総合特別区域計画の認定(33条10項)に係る法に定める認定事 項(12条2項又は135条2項)以外の届出を求めている事項について、 関係者向けの文書で明確化する。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
264	E 812-2	產業振興	都道府県	兵庫 県 【共同提案】 東京都所島県 東、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和		までの融資実行分	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の「軽微な変更」とするととは、運用で行われている事務局、の「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更にからが、特例・支援措置の効果の助発達が可能を更なため、その効果を最大限発揮であためにも規制の手機計画では、の場所の回数を増やすこと。 (2) 年間の回数を増やすこと。 (2) 「関係の関係を持続していては、3~5月も支援措置の無対象期間に含めること。	限定的に可能すること、計画への拡散が形式的ないのは、注釈体を東見とし、明確になり、専 務局への「届出」ですみ、より速心がな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に国と協議済 みの内容であり、改むで地位協議会の事前協議を得く実益はなく事後報告で十分であり、「軽敬 な変更」として事前協議が不要となれば、さらに変やかな計画変更が可能となる。連用で行われて いる事務局への「届出・制度が明文化されていないため、「評価指揮宏び数値目標」の変更に当た り、地域協議会による事前協議が必要か事務局、開会したころ、回答までに時間を要した。連 用方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがなくなり、達やかに事務手続きができる。 用方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがなくなり、達やかに事務手続きができる。	6【内閣府】 (1)総合特例区域法(平23法81)(内閣官房と共管) (i)規制の特例措置に関する提案(10条及び33条)は通年で受け 付けていることや、総合特別区域に指定された地方公共団体からの 投業教及び変望を踏まえびか事的かつ効果的に国生地方の協議を
2644	E 812-3	產業振興	都道府県	兵庫 県 【共同採案】 取 県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対す る規制緩和	総合特別区域 法第35条第7 項 第37条、総 合特別区域 施行規則第31 条等	置に係る「国と地方の協議」や金融 上の支援措置の 集中受付期間の 回数増 (3) 現行対象外と なっている3~5月 までの融資実行分	(1) 地域活性化総合特別区域計画の変更を行う際、規制の特例措置や指定金融機関の追加変更は、総理大臣の認定が不要の1軽報な変更上するともに、運用で行われている事務局への「届出」制度を明文化すること。 (2) 上記が認められた場合、連やかな計画変更により、登榜・支援措置の発星の即等と輝が変化なるため、その効理を最大限発揮であた。かに集めて特別措置で、第4年で、15条4年では、10年で、10年で、10年で、10年で、10年で、10年で、10年で、10年で	が向べい。周山(50か、より速ぐから東東が中間に40。また、土田の東には、既に国に臨時が みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る東盖はなく事後報告で十分であり、軽微 な変更」として事前協議が不要となれば、さらに速やかな計画変更が可能となる。運用で行われて いる事務局への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指標及び数値目標」の変更に当た り、地域協議会による事前協議が必要が事務局へ照会したところ、回答までに時間を要した。運	(iv)国際戦略総合特区支援利子補給金(28条)及び地域活性化総合特区支援利子補給金(56条)の融資対象時期に、3月及び翌年度予算の成立を条件として翌年度の4・5月を追加する。さらに、事業者推薦の申請受付については、4・5月の融資を対象とした受付時
264	E 812-4	産業振興	都道府県	兵庫 県 【共同操案】 取 県、徳島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対す る規制緩和	項、第37条、総 合特別区域法	置に係る「国と地方の協議」や金融上の支援措置の集中受付期間の回数増(3)現行対象外となっている3~5月までの融資実行分	(2) 上記が認められた場合、速やかな計画変更により、 特例・支援措置の効果の即時発揮が可能となるため、	環た同い(可能) 9.2 C. t. alm・ハル鉱ルがたみの仕かいは、1を取るを火! 2C. U 労強になり、事 務局への「届出」ですみ、より速やかな変更が可能となる。また、上記の変更は、既に国と協議済 みの内容であり、改めて地域協議会の事前協議を得る英雄はなく事後報告で十分であり、1軽敬 な変更」として事物協議が不要となれは、さらに変やかな計画変更が可能となる。運用で行われて いる事務局への「届出」制度が明文化されていないため、「評価指揮及び数値目標」の変更に当た り、地域協議会による事前協議が必要か事務局へ開会したころ。回答までに時間を更した。連 用方法が明文化されていれば、このような時間的ロスがなくなり、速やかに事務手続きかできる。 「(70) □ 1/2 「同じ事体すのが操作をの同い関係」も、が経終単東を手をとなった。	(W) 画際戦略総合特区文援利于補和並(20米)及び地域が1に総合特区支援利子補給金(56条)の融資対象時期に、3月及び翌年度予算の成立を条件として翌年度の4・5月を追加する。さらに、事業

年月	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
264	€ 415	消防・防災・安全	市区長会	指定都市市長 会	内閣府	A 権限移譲	災害対策基本 法第71条	災害対応法制の 見直し (災害時の従事命 今等種限の都指 の都市場への 移譲)	命令等の権限を指定都市の市長にも移譲する。また、 国における広域支援の枠組みの検討に当たっては、指	【支障事例】 東日本大震災では、発災直後から食料、飲料水等が買い占められ、物資不足が問題となった。物 資の保管命令を発せるのは都道府県知事となっており、指定都市の市長にはその権限がないた (制度改正の必要性) 応急措置に係る従事命令等の権限についても、その対応能力を有し、現場に密接した災害応急 活動を行う指定都市において権限を行使できるようにすべきである。 活動を行う指定都市において権限を行使できるようにすべきである。 活動を行う指定都市において権限を行使できるようにすべきである。 (制度を加たはる効果) 指定都市はよる効果 指定都市は人口が集積した地域であり、災害が発生すると被災者勢も甚太になる。一方で、指定都市は人口が集積した地域であり、災害が発生すると被災者的も甚大になる。 指定都市は人口が集積した地域であり、災害が発生すると被災者的も甚大になる。 都市は消防、まちづくり、住宅などの分野で災害に対応できる能力をフルセットで有しており、指定都市が迅速に災害対応に当たることにより被害を最小限に食い止めることが可能になる。	
264	Ē 731	消防・防災・安全	都道府県	新潟県	内關府	B 地方に対する規制緩和	災害対策基本 法第86条の2から第86条の5ま で		災害対応に係る平常時の規制の適用除外にあたっては、災害対策基本法第60条の2から60条の5に規定された限定的な適用除外ではなく、包括的な適用除外措置を規定すべき	【制度改正の必要性】 平成25年の災害対策基本法改正においては、臨時に避難所として使用する施設の構造等に係る 平成25年の災害対策基本法改正においては、臨時に避難所として使用する施設の構造等に係る 平常時の規制の適用除外が新たに規定された(第66条の2~86条の5の新設)が、個別法レベルの限定列学に留まっている。 災害は、いつも新しい頃、違う顔でやって来る。災害対応(特に緊急時対応)の場面では、平常時には想像のつかない事態に遭遇するもの。しか、平常時の規制は、法律だけでなく取合令で無 製に定められている。 緊急時対応の場面において、政治令を含めた一連の規制をクリアするためには、"包括的な"適用 除分措置が可能とびるような仕組みが必要である。 【制度改正の内容】 収場の費前線につっ地方公共団体による迅速かつ適切な災害対応を可能とするため、法律及び 政省令を一時停止・緩和するような包括的な規定、緊急時対応の規定を設けるべき。 【国の施設との関連】 「防災対策推進検討会議最終報告」(1424.713) 39ページにおいては、今後重点的にとりくむべき事 現の一つとして、各種規制に係る災害時の緩和について富及している。 【文庫等例】 、「人種規制・「係る災害時の緩和について富及している。 【文庫等例】 、「人種規制・「係る災害時の緩和について富及している。	
264	= 749	消防・防災・安全	中核市	豊橋市	内閣府、国土交通省	B 地方に対す る規制緩和	防災対策の推 進に関する特別 措置法第12	強化地域」の指定 地域における要配 慮者施設の単独	国民の命を守ることを最優先に、第二次教急医療機関 や福祉施設などの重要な要配慮施設は、集団移転使 連事業にかかわらず単純での移転が推進されるよう、 南海トフル艦対策特情法第12条及び第16条の規定 の見直しを図ること。	【地域の案情を踏まえた必要性】 南海トラン地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「津波避難対策特別強 化地域」に指定されている本市の三河湾側の抵地部においては、津波浸水想定区域や液状化危 族度の高い区域が広がり、受害時候後の重要な役割を集たう病族数130kの第二次效急医療 機関や要配慮者施設が存在している。 また、最大で15m以上の津波が押し寄せると予測される太平洋側に、約80人が入所する特別養 護老人ボームが存在している。 これらの施設は、集団移転促進率業に関連して移転が必要と認められる場合に限り、津波避難対 策繁急事業計画を作成し、同法に基づく国の補助な特例や集団移転促進事業に係る特例措置を 受けることが可能であるが、単独での高台移転は特例の対象がとなっている。 しかしながら、これらの施設の周辺には住居が無い、もしくは住居が少なく、集団移転促進事業の しかしながら、これらの施設の周辺には住居が無い、もしくは住居が少なく、集団移転促進事業の はよ、災害時の医療ネットワークを中心とした対応能力の確保、入所者の命の保護を進めるのに必 要な措置であるため、要配慮者施設が単独で高台移転が行えるよう、同法第12条及び第16条の 規定の見直しを図る必要がある。	
263	€ 813	その他	都道府県	兵庫県、和歌山 県、徳島県	総務省、内閣府	B 地方に対する規制緩和	官報を開発しています。 管報 を 日本	地方自治事項の官報報告事項の	地方自治事項の官報掲載事項(6項目)の官報掲載業務を廃止すること。 〈官報掲載事項〉 「発例の制定又は改廃(義務を課し、権利を制限する 条例で、全国的に影響が大きく、特に掲載の必要があ もわに限る)、②地方投送・196集3号から第6号ま でに掲げる処分についての不服申し立てに対する決定 等の要旨、3度の選挙結果、4時別法の住民投票結 東、⑤人事異動、⑥都道府県等の主たる事務所の設 置又は変更	るものとされている。 【支険事例】 官報掲載事項については、総務省あて紙原稿で3部送付することとなっている。特に人事異動に ついては、国の行政機関等に係る職員と併せて官報に掲載されるため、発令日から1週間以内に 原稿送付をしなければ掲載されないなど、事務処理上時間の制約がある。	6【内閣府】 (3)1地方自治事項」の官報掲載(総務省と共管) 「地方自治事項」の官報掲載については、地方公共団体に官報掲載 載務がないことを改めて明確化する。 【措置済み(平成26年8月6日付け総務省大臣官房総務課通知)】
264	= 519	医療・福祉	都道府県	神奈川県	内閣府、文部科学 省、厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	就学前る数を含 に関する教会合 に関するの教会合 的なお提供る法律が に関係第二の規則 に3条第二の規則 に3条第二の規則 に3条第二の提供 に3条第二の に3条第二の に3条第二の に3条第二の に3条第二の に3条第二の に3条第二の に3条第二の に3条第二の に3条第二の に3条第二の に2を に3条第二の に2を に3条第二の に2を に3条第二の に2を に3条第二の に2を に3条第二の に2を に3条第二の に2を に3条第二の に2を に3条第二の に2を に3条第二の に2を に3条第二の に2を に3条第二の に2を に3条第二の に2を に3を に3を に3を に3を に3を に3を に3を に3を に3を に3	認定こども園にお ける給食の外部搬 入の拡大	認定こども間の給食は、3歳以上児への給食の提供に 限り外部搬入が認められているが、3歳未満児につい でも外部搬入を認めること。	認定こども間の給食は、保育所同様原則自園調理であるが、3歳以上児への給食の提供に限り一定の条件の下、外部搬入(保育所以外で調理・搬力する方法)が認められている。 物種園から設定こせも個化の相談を受ける際、地域の一元之人して3歳未満別の受入れを検討しているが、自園調理(調理室の設置)がハードルとなり、認定こども園化に踏み切れないという現状がある。 3歳未満児も認めることで、全年齢への給食を外部搬入できるよう規制緩和されれば、外部搬入に切り替えることにより、3歳未満児を受け入れる認定こども園が増え、待機児童解消に資することが期待できる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	708	医療・福祉	一般市	安城市	内閣府、文部科学 省、厚生労働省	B 地方に対す る規制緩和	第7条第3項及 び同基準第13 条第1項におい	公立施設が幼保 連携型認定こども 配必要な設備基準 自園調理)の緩 和	効保連携型認定こども圏に係る省令に規定される食事 の提供について、清主説児以上の圏児に対する場合 にのみ認められる介格機人を、公立施設についてはす べての年齢の圏児に対して外部搬入による食事の提 供を認めるよう、当該年齢制限を撤廃すること。	現在、当市では保育所の食事の提供については、「構造改革特別区域法第3条に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における給食外部輸入の容認事業」」の認定を受け、給食センター方式による外部輸入により、0・1・2歳児の給食を提供している。 子とも千青で支援新制度施行に申い、公立の使育所及以が規度面が対策連携型認定こども固に移行する際、現在は減適基末満児について、自國調理が獲券付けられているため、当市では公立施設が対策連接型認定とど値の条行することが問題になっているため、当市では公立施設が対策連接型設定とと個の条行することが最終である。ことを提案するもの。 そこで、公立施設については特区における美様を踏まえ年齢制限を制度することにより、幼保連構型認定とは個人の同境水が行を可能さることを提案するもの。 なお、「構造改革特別区域法第3家に基づく構造改革特別区域基本方針別表2の「920 公立保育所における格度が指数人の容認本集」の認定内容を検明だけてはなく、幼保連携型認定ととも同じ追加することにより、対応できる場合はそちらで対応をお願いしたい。	
26年	790	医療・福祉	都道府県	兵庫県 【共同提案】 京都和大版 馬和東、德 島和県、 徳島県	内閣府、文部科学 省、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	に関する教育、 保育等の総合 的な提供の推進 に関する法律第 13条第2項	認定こども園における保育室面積、食事の提供方法、食事の基準は関する事業が関する事業が関する事業で関する事業となれている事項の見直し	認定こども圏における保育室の面積、食事の提供方法、圏舎及び圏版の位置等に関する事項等について、 が決っき基準」とされているものについて、必要となる 財滅を措置した上で、「参酌すべき基準」に見直すこと。	【支障事例】 児童の年齢などの状況に応じた職員配置基準や地域の実情を踏まえた面積基準の設定など、自治体が主体的に決定することができない。中でも特に、児童一人当たりの面積を全国一律の統一基準として維持するのは、土地の確保が衰し、都市時では問題がある。 現功児の減少から、設備・砂理具の確保が必要となる自国開連が施設運営の大きな負担となっている態度がある。 都市部において、土地不足や賃料が高い等の理由から、固含と同一敷地内に固庭を設けることが 困難な地域がある。 【成正による効果】 地域の実情に応じて基準を定めることにより、待機児童の解消や施設の合理化を図ることができる。	
26年	912	農地・農業	都道府県	埼玉県	内閣府	A 権限移譲	13条、汚水処理 施設整備交付 金交付要綱	都道府県を介さない国の「神郎会」 い国の「神郎会」 い国の「中原、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	「空飛ぶ補助金」のうち汚水処理施設整備交付金につ いて、都道府県、財源・権限を移譲し、都道府県から 市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 園が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助 金)は、地方の実情が反映されない恐れがあるはかか、園による地方への適度な関与や一重 行政の拡大につながるなど、地方分権(家証)に乗ります。 特に中小企業支援やまちづく切などの意実は、都道府県の関与を強め、補助対象、補助率等を地 方の装置で決定するととに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実 情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついては、「空歌・礼間か宜」のう、中小企業支援やまちつくりなどの地域振興に資するものは、都 道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 「地方移管を求める理由」 生活排水処理施設整備構想を効果的に実施することが可能。	
26年	77	医療・福祉	中核市	松山市	内閣府、文部科学 省、厚生労働省	A 権限移譲	款学前の子ども に関育等の総合 的な提供の推進 1、関する法律第 3条第1項	認定こども圏の認定に係る事務・権限の移譲	平成27年4月施行予定の子ども・子育で支援新制度では、幼保連携型設定こども園の設定に係る認可については、中核市が行うこととされるが、幼保連携型認定こども園以外の設定こども園に係る認可についても中核市の所管とされたい。	[制度改正の経緯] 現在、都温原根の所管である認定こども間の認定に関する事務の内、子ども・子育で支援新制度 におけてる数で施り「数字車の子どもに関する教育、保育率の総合的な建模の推進に関する法律」 において、分保連接型認定ことも間については、中核市が行ったとされており、平成26年3月2 8日事務連絡により他の発足が認定ことを聞こついては、地方自治法第252条の17の21により 米のでは、大きないでは、一般では、地方自治法第252条の17の21により 保険体的な文庫事例等制度改正の必要は、新制度において、市町村から続けを受ける施設整結の対象にな 認定ことも固の全ての原足は、新制度において、市町村から続けを受ける施設整結の対象にな ため、確認に関する事務は、市町村が行うこととなる。認定と確認に関する事務は共通する部分も あり、一体的に行うが、事業者、自体体別がにとって利便性があり、条例による権限等属によ り、解決するものであるが、周辺市町村などか、新一して活用する上にはならないを機関によ り、解決するものであるが、周辺市町村などが、新一とで活用する上にはならないを機関を構によ 、 後間接続線の機体的な効果うことにより、少なくとも中核市ごとに権限が異なるということがなくな 条例によりず、権限移議を行うことにより、少なくとも中核市ごとに権限が異なるということがなくな 、発例によりず、権限移議を行うことにより、少なくとも中核市ごとに権限が異なるということがなくなり、認定とと言語に関する事務の一層の簡素化により、新制度の目的の一つでもある認定こども固 の管及を図ることができると考える。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	422	医療・福祉	市区長会	指定都市市長会	内閣府、文部科学 省、厚生労働省	A 権限移譲	就学前の子ども に関するの教合 的な提供の推進 に関する法律第 3条	幼保連携型認定定 ども園以外の認定に ども園の認定に 係る権限の移譲	幼保連携型認定こども間以外の認定こども間の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府飛から指 定都市へ移譲する	【制度改正を必要とする理由】 平成27年4月から施行される子ども・子育で支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定ことも園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。また、特性で特護を求めている私立幼稚園の設置器可等の権限移譲を受けることにより、上記の総合的な施策実施がより効果的になされることとなる。 「支障事例】 ・干成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」(保育所型」地方教量型」の認定ことも園の認可権限は当き練き道府県に子価され、認定者が集むることから一重行政を登して必要を受け、労働権限は引き練き道府県「子価され、認定者が集むることから一重行政を登しての認定権限は利益関係が有である。これでは、児童福祉法上の認可外保持施設としての認定権限は利益関係が有である。これでは、児童福祉法上の認可外保持施設としての心はは指定都市が有する「いるが大き、認定ことも園としての認定権限は都通解例が何まる。そのために、事業者は道所集化であかわらず、認定ことも園としての認定権限は都通解例が何まる。そのために、事業者は道所集化であたからなり、認定による国としての認定権限は都通解例が何まる。そのために、事業者は道所集化を活動である。テレースに応じた事業計画を策定し続策実施に関する責任を負づが、幼保連機を認定さども園以外の認定ことも園の認定権限を有しないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。	
26年	666	医療・福祉	指定都市	堺市、大阪府	内閣府、文部科学省、厚生労働省	A 権限移譲	保育等の総合	こども園認定権限	都道府県が持つ幼保連携型認定こども園以外の認定 こども園の認定権限を指定都市に移譲する。	【支障事例】 平成27年4月から幼保連携型認定こども園の認可権限が指定都市に移譲されるが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の認定こども園の認定権限は引き続き都道所県「存置され、類型によって認定権者が異なることになる。そのため、認定こども園に係る事務を指定都市が、他的・包括的に実施することができず、待機児童病派に向けた需給調整やの地域の実情に応いた計画的な施定大策施できない。また、市内の私立幼稚園及び民間保育所を対象に、子ども・子育て支援新制度にかから移行調査を実施したが、事業者の方から、類型の違いにより認可主体に差があることについて分かりにくいとの指摘がある。このことについては大阪府と共通認識、「世界の場合を表したが、必要ととの担係がある。このことについては大阪府と共通認識、「世界の場合を表している指定都市が、認定ことは園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的・効果的な事業実施が可能になる。なお、まずは事務の理特例の活用状況を設まえて権限が譲渡を進めるという段階の移譲とされているが、指定都市等においては当該事務を実施する能力を一様に有しており、特別な地域性を考慮すべき内容ではないことから、法令によって移譲すべきものと考える。	
26年	862	医療・福祉	指定都市	さいたま市	内閣府、文部科学 省、厚生労働省	A 権限移譲	保育等の総合	の認定権限の移	県が持つ「幼保連携型」以外の認定こども園の認定権 限を市に移譲する	「子ども子育で支援新制度」においては、「幼保連携型認定こども園」は指定都市に権限が委譲されることとなるが、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の認定こども園の設定権限は県に残る、施設の移行を考える幼稚園事業者などが、認定ことも園の類型によって相談窓口が異なることは非効率的であり、利便性をも次くことになる。 類型を越えた認定子ども園への移行を推進する上で窓口を一本化することが必要と考える。	
26年	74	產業振興	都道府県	山梨県	内關官房、内閣府	A 権限移譲	活性化に関する	中心市街地活性 化基本計画記 定権限の都道府 県への移譲	中心市街地活性化基本計画の認定の権限を内閣府から都道府県へ移譲する。	【現行制度の課題】 中心市街地活性化基本計画については、市町村が作成し、内閣総理大臣が認定しており、法律上の都道府県の位置付けは、基本計画策定像における支援のみてある。 しかし、中心市街地は、当該市町村の中心であるはかりでな、周辺市町村も含む広域圏の中心であることから、その活性化は広域的な視点からとちえるべき課題である。 (制度改正の必要性) 基本計画は、当該市町村における中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものでなければならず、地域における社会が、経済的及び文化的活動の拠点となるにふされしい、魅力ある中心市街地の形成が図られるためには、地域の実情に応じた取り組みが不可次であり、そのための基本計画の設定は、地域の特性、実情を熟知し、今後の課題と十分に把握した都道府県が認定するべきと考える。 ともに、基本計画の認定が移譲されることにより、計画の策定、変更への対応も迅速になり、刻々と変化する地域の状況を反映した、より効果的な計画の実施が可能となるものである。 「態念の解消策」 と変化する地域の状況を反映した、より効果的な計画の実施が可能となるものである。 「態念の解消策」 認定しおいては、国の基本方針を踏まえて行い、国へは当該計画を報告することにより、移譲が可能と考える。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	248	產業振興	都道府県	広島県	内閣官房、内閣府	B 地方に対する規制緩和	中心市街地の 活性化に関する 法律第9条第1 項	市町村が作成する中心市街地活性化基本活性化基本活性に基本に係る内閣を理大臣の認定の廃止	中心市街地の活性化に関する法律に基づき市町村が 作成する中心市街地活性化基本計画に係る内閣総理 大臣の認定を廃止する。	【制度改正の必要性】 中心市街地の活性化に関する法律は、地域のまちづくりに密接に関連するものであり、市町村で 中心市街地の活性化に関する法律は、地域のまちづくりに密接に関連するものであり、市町村で 実結できるようにすることで、市町村の自主性・自立性の確保、計画実行までの効率化に繋がる。 第1次一括法による見直しは、同法第9条第2項の一部のみを廃止するもので、市町村の計画を国 が認定するという体系は変わっていない、本県内で基本計画の設定を受けた1市においては具体 がの問題は生じていないが、現行の制度体系では、今後の基本計画策定とおいて、市町村の自 主性・自立性が確保されず、まちづくりに対する制意工夫等が活かされない等の支障事例が生す ることが懸念される。 本県内で認定を受けた1市では、事前調整を軽た上で設定申請を行った後に認定までに1か月余 りを要しており、認定の廃止により当該期間の超縮効果も見込まれる。 「懸念の解消」 基本計画策定後の支援措置等に係る関係府省との調整は引き続き必要と考えるが、現在も実施 している事前協議等により担保されると考える。	
26年	260	消防·防災·安全	指定都市	相模原市、浜松市	防衛省、内閣府、 総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83 条第1項 災害対策基本 法第68条の2	防衛大臣への自 衛隊的で建設を 高が建設を 展開の を指 の を指 の を 指 の を 指 の を 指 の を 指 る を る る る る る る る る る る る る る る る る	現行、自衛隊への派遣要請は都道府県が行うこととされているが、災害現場の状況を直接知りる基礎自治 体であり、か、都道府県と同等の規模能力を有する 指定都市へ移譲すること。		
26年	430	消防・防災・安全	中核市	郡山市	防衛省、内閣府、 総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83 条第1項 災害対策基本 法第68条の2	自衛隊災害派遣 要請権限の市長 への付与	浸水被害による住民の孤立化、雪害における道路の 除雪等などの地域のみが直接的に把握できる被害に 限定し、市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請 できるよう権限を付与し、都道府県へは事後報告とす る。	【提案事項・制度改正の必要性】 自衛能法第83条第1項に「都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際 して、人命文は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又は その指定する者に要請することができる。」と示されている都道府県知事の自衛隊への災害派遣 の要接権限について、浸水被害による住民の加立化、大雪による書書において道路の除害等を 速やかに行う場合などに限定し、災害救助活動をより迅速かつ的確に行うため、地域の被災状況 を患も把握し、警察、消防等関係機関との運搬により、市民の生命、身体及び財産を守る被災市 から直接、自衛隊の派遣を要請できるよう権限を移譲すること提案する。 詳細については別紙あり。	
26年	628	消防・防災・安全	都道府県	長崎県	防衛省、内閣府、 総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83 条第1項 災害対策基本 法第68条の2	自衛隊に対する災害派遣の要請手 続きの都等時 続きの都市町村長へ の権限移譲	自衛隊への災害派遣の要請手続きを、都道府県知事 から直接市町村長まで拡大する権限移譲	【支障・制度改正の必要性】 現状では、自衛隊法第83条第1条により、災害発生後、人命・財産の保護のために必要がある場合、市前村長が都道原規却事に依頼し、自衛隊への災害派遣要請をすることが原則となっている。 しかしながら、市町村合併も進展し、区域が広域化するとともに、災害の種類の多様化、大型化している中で、より迅速に効率が一対応するためには、市町村長の権限として、直接災害派遣要請ができることが実められると考える。 も風や大雨などの風水害はある程度の予測・準備の対応は可能であるが、地震や大規模な事故などの対応は特に緊急性を要するので、避難勧告、避難指示の権限を有する市町村長の判断のパックボーンとなるものと考える。 市国村長へ保護を拡大しても、同時に都道府県知事への通知や報告を行うことで、都道府県の応援や協力体制も可能になるものと考える。	
26年	683	消防・防災・安全	指定都市	横浜市	防衛省、内閣府、 総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83 条 災害対策基本 法第68条の2	自衛隊の災害派 遺要請権限の全 市長への移譲	市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるようにし、派遣要請は都道府県に事後報告することとする。	【制度改正の必要性】 大規模災害発生時においては、72時間以内の人命教助に象徴されるように、迅速な応急対策が 求められる。 採められる。 「制度改正による効果】 事態を最も把握している現場の被災市の長である市長から、取りまとめ役の県を経由することな く、直接、自衛隊に対して災害派遣を直接要請できる権限が付与されれば、大規模災害発生時の 通知事務の商素化や迅速なが遭退害病実施につながり、住民の生命を守るための教助活動等 も、より迅速な対応となることが見込まれる。 (態念の解決は、災害対策法の前提である「地方公共団体による広域的な対応を行っても解決で さない場合と勝しておらず、要請をするときは、既に地方な共団体では対応できない状況で、迅 速性や事務の効率化を最優をに考えるべきであることから、都道府県知事のみが災策派遣要請 を行う合理的な理由はない。また「要請が集中する」との思いまれる。 を行う合理的な理由はない。また「要請が集中する」との思いまれる。 なるまない場合となるではないか、 を行う合理的な理由はない。また「要請が集中する」との思いましていま、そのような状態に基大 なる表因となるのではないか、	

年	変 年度別 管理番	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26	年 414	消防•防災•安全	市区長会	指定都市市長会	内閣府	A 権限移譲	災害教助法第2 条	災害対応法制の 見直((教助の主体権限 を都道府県知事から へ移譲)	教助の主体が都道府県知事に限定され、その委任を 受けない限り、指定都市の市長は教助に主体的に当 たれないため、指定都市の市長を教助の主体に位置 付ける。	【支障事例】 原則として都道府県知事が教助を行い、市町村長がその補助を担うが、東日本大震災は、この仕 組品で対処できるものではなかった。 限がブレハブ環設を1.505戸整備するのに、発災から96日を要した。仮に市がこれを担った場合、 検災から約50日での整備が可能であった。 (制度改正の必要性) 局所的な災害が発生し、被災者を直ちに教助しなければならないときに、県に報告し、委任を受け を顕於がない。 理解所開設を含金の期間延長は都道府県から園・申請する手続を踏まなければならず、被災 災害時の救助の実施に迅速かつか随な対方が求められるため、対応能力のある指定都市は、県 では、日本のの実施に迅速かつか随な対方が求められるため、対応能力のある指定都市は、県 できることなく自立的・自発的に実助にあたることができるようにすべきである。 災害は局所的なものも想定されるため、指定都市の市長も権限を有するのが効率的・効果的であ (制度改正による効果) 役割分担を見直すことは、表助活動等における選択肢を拡大するものであり、住民の生命や財産 を守る上で事がに有効である。 災害対応をはい多く様な能力を有する指定都市を救助の主体に位置付け、権限を合わせて保有 することは取得民の一ズで等を終またもごむ的、自発的な活動を可能による 対策が応さばい多く様な能力を有する指定都市を敷助の主体に位置付け、権限を合わせて保有 することは取得民の一ズで等を終またもごむ的、自発的な活動を可能による。 指定都市は災害に対応できる能力をフルセットで有しており、指定都市が迅速に災害対応に当たる ることにより被害を最小限に食い止めることが可能になる。	5[内閣府] (1)災害教助法(昭2注18) 福道府県外心市町村に対して教助の実施に関する事務を委任する 正とは翌年得度上も可能であり、災害教助法の適用後速やかに教助 が実施できるよう。あらかじか都道府県と市町村の間で十分間整を 行った上で、委任する教助の内部やどのような場合に委任するのか を定めておくことが有効であることを、地方公共団体に通知する。
26	年 677	消防・防災・安全	指定都市	横浜市	内閣府	A 権限移譲	災害教助法第2 条・4条・18条・ 21条	救助の主体権限を 指定都市長へ移 譲、救助の建設 程度の拡充及び 事務手続の簡素 化	災害救助法における指定都市の権限強化、教助の種類・程度の拡充及び事務手続の簡素化	【制度改正の必要性】 災害時に市が主体的な役割を担い、緊急かつ迅速に対応するためには、災害教助法において、 指定器布が遺所操と同様の権限を持つことが必要であるが、災害教助法等に規定されている教 助の種類だけでは、対応しきれない状況であり、また、教助の程度における費用限度額について も、現在の費用米体からかけ離れている。 対象・費用を拡充するとともに、被災自治体の判断により現物給付か現金給付かを選択できるよう にすることが必要である。 【提案事項】 総費は、遺所県を経由して水償することとなっているが、水償内容の確認等は、国から道府県を通 して水偏し、指定都市に依頼があり、その間の余分な事務負担と処理時間の増加が生じているた め、地方分権の観点からも指定都市で要した教助経費について、直接国に対して求償できる制度 とすることが必要である。	ことは現行規定上も可能であり、災害救助法の適用後速やかに救助 が実施できるよう、あらかじめ都道府県と市町村の間で十分調整を 行った上で、委任する救助の内容やどのような場合に委任するのか
26	年 684	消防・防災・安全	指定都市	横浜市	内閣府、警察庁	A 権限移譲	災害対策基本	緊急連行車両の 確認(通行許可) 権限の指定都市 長への移譲	現在、緊急通行車両の許可は、政令市で判断できず、 各事業所が知事又は都道府県公安委員会に申請を行 うこととなっている。災害時の緊急通行車両の確認権 限を指定都市にも付与すること。	【提案事項】 以業時においては、緊急通行車両の許可の手続きについて迅速な対応が求められることから、規 機・能力のある政令指定都市も窓口となり、緊急通行車両の許可について判断を行うことができる ようにすべきであると考える。 (制度な正の必要性) また、実際の災害の状況によりどのような事種が必要になるか、その際にどの車面が使用可能で あるがは、発災後初めてわかからも力であり、緊急通行車両といて自動が必要な車面は、事前にす くてを予測し得るような性質のものではなく、「事前届出制度」で全てを対応できると結論づけるに は限界がある。 また、今後の震災時の対応についても、例えば民間の選送会社等を利用する際に、今現在、どの 車両が本市近辺に在しており、使用可能であるかは、免災の際にわかることであり、事前の申請 のみでは対応できない事態も容易に想定される。 「支障事例】 東日本大震災においては、本市に対して被災地から教援要請があり、迅速な対応が求めような が資の搬送や本市職員のを指派者にあたりの時であり、その申請の度に手続きを行わなければならず、事前届出を行っていない車両に限しては審査が名物できないなど、申請確認に時間 を要した実施がある。この権限が本市にあれば、さらに迅速な対応がきたと考える。 結果として14件の申請を行ったが、その中には災害対策用の車両のみならず、被災地からの要請 に応に、統分集や市営バスの車両等を活用するなど、想定とは関心のよる。現代を は関係な正の効果】 このように、条役時には混乱が生し、申請確認といき間がかかることが想定されるが、仮に権限が 指定都市にあれば、より迅速なかつ多様な応援派遣等の実施が可能となる。	
26	年 732	消防・防災・安全	都道府県	新潟県	内阁府	B 地方に対する規制緩和	災害教助法第4 条第3項 災害教助法施 行令第3条	災害教助法に係る 救助の程度、方法 及び期間の決定 権限の地方委任	災害教助法について、教助の程度、方法及び期間については、地方の主体的な判断で決定できるようにすべき	[制度改正の必要性] 災害救助法第4条第3項では、救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は政令で定めるとされている。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	459	土木・建築	都道府県	神奈川県	内開府、国土交通省	A 権限移譲	道路法12条	直轄国道の整備 や保全に関する計 画並びに工事の 実施(高規格幹線 道路以外の国道) の移譲	世特国道に徐る道路の登録及び休王(除当を含む。) に明まる記事は大事の記録したエルが佐に第四に明	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月間議決定)に基づき、権限移譲に向けて国と地方な共団体で個別協議を行っているところである。 住民に身近な地方自治体が管理等行うことによって、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図ることが可能となる。 等級に年か財政措置、人員確保については、今後、内閣府が生準して政府内で検討を進めることとされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。 また、その他の路線については、バイバスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うこととしたい。	BL-98/752
26年	460	土木・建築	都道府県	神奈川県	内開府、国土交通 省	A 権限移譲	道路法32条	直轄国道の管理に関する許認可等に関する許認可等のに属現格幹証可等的以外の国道の移譲	巨特国連に体の計略リ守に関する性限を御追所示す	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月間議決定)に基づき、権限移 譲に向けて国と地方な共団体で個別協議を行っているところである。 住民に身近な地方自治体が管理等行うことによって、地域の実情を反映した効果的な管理・活用 寄辛配ることが可能となる。 移譲に伴わり渡措置・人員確保については、今後、内閣府が生準して政府内で検討を進めること さされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。 また、その他の路線については、バイバスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うこ ととしたい。	
26年	697	土木・建築	都道府県	大阪府	內關府、総務省、国土交通省	A 権限移譲	付税の額の算	直軽道路の移管 路線の維持管理 費に関する射源措 置	平成25年12月20日の閣議決定に基づ〈権限移譲における直轄国道の移管路線の財源措置について、維持管理費は、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上た投稿を基準は、電影を申放需要額に反映し、事業性に応た交付税措置を請するとされているところ。 移管にあたっては、従前の管理水準を確保するため、上記の交付税による措置額と、現在の維持管理に関する所要額との間に非難が生じる場合、不足額につて、交付税額の上乗せや、交付金等による財源措置を提案する。	物是所 "別川の保税の機工ドイが保存は重して関かない。なったからなり、となった。となった。 地方に可能された遺籍・河川の維持管理に支障が生じることのないよう、維持管理に要する費用 について歳入歳出両面にわたって適切かつ明確の取れ着を開かるとと、事業費に応じた交付税 指量を譲ずることにより、使節し同様の管理が準好機であることを削退に行っことを求めているとこ (支険事例) 参管路線の維持管理に関する排置額は、既管理路線の維持管理にも影響を及ぼすこととなるが、 販行の交付税措置では、全国一律の算定方法により基準財政需要額を算出しており、大阪府下 販行の交付税措置では、全国一律の算定方法により基準財政需要額を算出しており、大阪府下	
26年	769	土木・建築	都道府県	兵庫県	內關府、国土交通省	A 権限移譲	道路法第12条、第13条、河川法第9条	直軽道路・河川の 維持管理集限の 移建及の維持を受付 無対しまり構造を 金により措置する 枠組みの構築	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理 費の財源を交付金により措置する枠組みを構築すること。	【現行】 現在、国との間で直轄道路・河川の管理権限を投階的に移譲しているが、維持管理費についての財産措置が通切に行われるか不明確な状況である。 国主な一般である。 国主な一般である。 国主な一般である。 国主な一般である。 国主な一般である。 国主な一般である。 国主な一般である。 国主な一般である。 「国主な一般である。 国主な一般である。 「国主な一般である。 「国主な一般である。」 「国主な一般である。」 「国主な一般である。」 「国主な一般である。」 「国主な一般である。」 「国主な一般である。」 「国主な一般である。」 「国主な一般である。」 「国主な一般である。」 「国主な一般に、一般である。」 「国主な一般に、国主な一体、国主な一般に、国主な一般に、国主な一般に、国主な一体、国主な一般に、国主な一般に、国主な一般に、国主な一般に、国主ない、国主ない、国主ない、国主ない、国主ない、国主ない、国主ない、国主ない	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	891	その他	都道府県	埼玉県	內關府	A 権限移譲	特定地域再生 事業費補助金 交付要網	都道府県を介さな い国の補助金(い 助金)で東沿補 助金)について、 都道府県への譲 で、 権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち特定地域再生事業費補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県へ ら市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 園が都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国によら地方への通度な関与や二重行数の拡大で支信が反映され、地方が構改革に逆行するものである。 相に中心企業支援やまらづくりなどの施策は、都道前県の関与を念め、補助対象、補助率等を地方のの適度な関チをである。というながるなど、地方が構改革に参する事業との連携を図ることによって、地方の実質に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついては、「型系が補助金」のうち、中小企業を関やさる事との連携を図ることによって、地方の実質になった。というなど、単系が補助金のうち、中小企業を関やさると、「地方の等人を対象をが振し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。「地方移管を必める理由」というない。生活に、事業の実施において、地域特性を活かすことが効果の増大に寄与すると考えられるため、情報を把握する都道府県に移管することが望ましい。	
26年	368	産業振興	知事会	九州地方知事会	経済產業省、農本 通大工金融等 (国介、東大工金融等 (日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日本、日	A 権限移譲	用の合理化に 関する法律第6 条 第53条 第	省エネ法に基づく 特定する指徴収、立 方言、報告の制度 が表示を表示して が表示を表示して が表示を表示して がある。 を のを を のを を のを を を の を を を を を を を を を	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指 導・助言、軟告徴収及び立入検査権限を、並行権限と して、希望する都道府県に移譲すること。	地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することが できず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県に おいては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事	庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済 産業省、国土交通省及び環境省と共管) 特定事業者等(事業所等が一の都道府県の区域内のみにあるもの に関る。)に対する指導、助言、報告領収及び立入検査については、 関係する審議会において都道府県等から高見聴取を行いつつ、実
26年	684	消防·防災·安全	指定都市	横浜市	内閣府、警察庁	A 権限移譲	災害対策基本	緊急通行車両の 確認(通行許可) 権限の指定都市 長への移譲	現在、緊急通行車両の許可は、政令市で判断できず、 各事業所が知事又は都道府県公安委員会に申請を行 うこととなっている。災害時の緊急通行車両の確認権 限を指定都市にも付与すること。	「 車両が本市近辺に在しており、使用可能であるかは、発災の際にわかることであり、事前の申請	
26年	745-1	その他	都道府県	東京都	內關府(消費者	A 権限移譲		消費者安全法に 基づく勧告・命令 等の権限移譲	消費者安全法に基づく勧告・命令に係る並行権限の付 与及び報告徴収対象の拡大をすること。	になり、その同に消費有敬告が加入することが思えられる。 そこで、消費者安全法による国からの権限の受任に基づき、地方自治体が報告徴収・立入調査だけでなく、勧告・命令を行うことができるよう、並行権限を付与していただきたい。	4【消費者庁】 (1)消費者安全法(平21法50) (1)消費者安全法(平21法50) (前)多数消費者財産被害事態を発生させた事業者に対する勧告 (40条4項)及が命令(40条5項)については、現行制度の下で共同 調査の実施など国と地方の連携を強化しつつ、希望する都道府県に 権限を付与することについて検討を行い、その結果に基づいて必要 な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	745-2	その他	都道府県	東京都	内閣府(消費者庁)	A 権限移譲	消費者安全法 第40条、第4 条、第45全主法 消費令第9条	消費者安全法に 基づく動告。命令 等の権限移譲	消費者安全法に基づく勧告・命令に係る並行権限の付 与及び報告徴収対象の拡大をすること。	【現在の制度】 マ成24年8月に改正され、平成25年4月に施行された消費者安全法において、同法第2条第5	4【消費者庁】 (1)消費者を安全法(平21法50) (1)消費者る都道府県等に権限が付与されている、事業者に対す
26年	128	その他	都道府県	岩手県	内閣府(消費者庁)	B 地方に対する規制緩和	地方消費者行 政活性化基金 管理運営要領 第2(4)③	地方消費者行政 活性化基金の活 用要件に係る義務 付けの廃止	H27年度以降の基金活用の要件から「自主財源化計画 の策定」を撤廃すること。	[制度改正の必要性] 地方公共団体の事業予算については、単年度ごとに財政状況、施策の優先順位等を勘案し、議会の議決を経て措置されているものであることから、基金活用後において、それまで基金の活用により死象・強化した地方消費者行政の体制について維持・光表を求めている「自主財派化計画」の策定を基金等活用の要件とすることは、財産措置を要望さめた少公共団体に対し不当な義務付けをするものである。仮に要件を定めるとすれば、基金活用期間の消費者行政の活性化の方針等を示す地方公共団体の計画の策定とすべきである。	
26年	129	その他	都道府県	岩手県	内閣府(消費者庁)	B 地方に対す る規制緩和	地方消費者行政活性化基金管理運営要領別添2第2(1)	地方消費者行政 活性化基金の特 例適用要件に係る 義務付けの廃止	基金等活用期間延長の特例の適用要件とされている 「基金等活用経過後においても地方公共団体の取組と して基金等活用して整備した体制を維持・強化するこ とを、平成25年度から毎年度10長が能改力針漢説等で 対外的に表明すること」を撤廃すること。	政の維持・充実を定めること」等に止めるべきである。 【支障者例】 本果においては、特例適用を希望したものの、首長が平成25年度末に改選されたため、首長表明 を行う機会がなかった市町村があったほか、以下のとおり要件に該当しないと判断された事例が	(1)地方消費者行政活性化基金 地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間の特例について は、地方公共団体による消費者行政関係予算の確保等に向けた自 主的な取組を促進するための仕組みであり、その趣旨及び特例の適
26年	388	その他	知事会	九州地方知事会	内閣府(消費者庁)	B 地方に対す る規制緩和	地方消費者行政活性化基金管理連當要領	活性化基金に係る	する相談体制の整備ができるよう、関係する事業メ ニューの新規開始時期の期間制限を廃止すること	【支障】地方消費者行政活性化基金の活用については、同管理運営要領に事業メニュー毎に基金の活用期間及び新規業業が開始できる期間が定められている。 消費者行政は、本格的な取組が始まったばかりの行政分野であり、県内市町村では同基金を活用して相談員の設置を進めてきたが、未だ未設置の自治体も多い。これらの自治体にあっては、相談機能の充実の観点から、令後・相談員の選定を進めている必要がある。 しかしながら、相談員の設置は、自治体の財政状況によるところが大き、財政面の調整等に時間を要する。また、他力では相談員の確保自体も容易でなく、その養成化サで進めていかねばならまである。といれているといるでは、一定の事業促進効果が期待されることは否定しないものの、持续的な体制を提成さたと「相談員を設置するためには、自治体にとっては削弱の設定は支険となる。また、自治体間で相談員設置開始の時期、期限以前か以後かりによる負担の不公平感も発生する。 加えて、相談員が、複雑・多様、中する消費生活相談に対応するためには、定期的に知識を蓄えている必要が対象をが、複雑・多様、作する消費生活相談に対応するためには、定期的に知識を蓄えているで表しないなければならず、自治体の財政状況によっては相談員の専門性の維持が困難となる。 なお、地域の指しい実情については、別紙のとおり、 【制度改正の必要性】基金事業の一部メニューの活用期限を集して、活用期間を柔軟なものとす 【制度改正の必要性】基金事業の一部メニューの活用期限を乗した、活用期間を柔軟なものとちことで、自治体の実情に応じた持続的な体を見振えての相談員の設置促進が図るれるとともに、複雑・多様化する消費生活相談に対応できる専門性を維持していてとどい可能となる。	
26年	687	その他	指定都市	横浜市	内閣府(消費者 庁)	A 権限移譲	地方消費者行 政活性化基金 交付要綱	国が県に設置する 地方消費者行政 活性化基金の指 定都市への設置	国が県に設置する地方消費者行政活性化基金の造成 について、指定都市にも造成することを可能にする措 置	[現状] 地方消費者行政活性化基金(消費者庁所管)を財源としている事業は、基金の造成主体は果となっている、県に基金が多ることで、国との調整等は果がとりまとめて行うものの、県に設置された基金のうち、どの程度本市が活用できるかが、国から県に交付された時点ではわからず、事業の構実性が担保されないため、地域の実情にないた効果的な施策展開を迅速かつ計画的に行うことができない。また基金の積み増し等が行われた場合、各市前村ことの活用観がすべには判明しないため、結果として市町村の予算計上のタイミングを造することになり、対応が遅れる場合がある。 (効果) 基金の造成を指定都市にも認めることで、基金事業に関する指定都市の裁量による主体的かつ現力的な取組を計画的に行うことが可能となる。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	368	産業振興	知事会	九州地方知事会	經濟產業省、農交通 林連當名、原产通 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京	A 権限移譲	用の合理化に 関する法律第6	省エ本法に基づく 特定事業者等に 時間を表する指導。助 言、報告徴収、立 入検査の都選解 果への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指 導・助言、軽告徴収及び立入検査権限を、並行権限と して、希望する都道府県に移譲すること。	地域におけるエネルギーの使用状況等を把握することができないため対象を重点化等することが できず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県に おいては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事	4【金融庁】 (1)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管) 特定事業者等(事業所等が一の都遺府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議をにおいて都道保等から意見策略を行いつつ、実
26年	71	産業振興	都道府県	山梨県	经济産業省、総務省	A 権限移譲		創業支援事業計 画の認定権限の 部選府県への移 譲	市町村が策定する創業支援事業計画の認定権限を経 済産業省から都道府県へ移譲する。	て組成する新たなファンドを活用した起業・創業を推進するため、この連携組織の中に特別なチームを設けて支援することとしており、今後も別途創業支援事業計画を固が認定するのであれば、 一体的な運用に支降が生じる。 【本県の状況】	(2)産業競争力強化法(平25法98)(経済産業省と共管) (i)創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画 の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の認定申請等
26年	391	産業振興	知事会	九州地方知事会	经济産業省、総務 省	A 権限移譲	条	創業支援事業計 画の認定権限の 都道府県への移 譲	産業競争力強化法第113条に基づいて市区町村が作成する創業支援事業計画の認定権限を都道府県に移譲する。	【支障】現在、計画申請、認定に当たっては、地方経済産業局が市区町村と入念な事前調整を行い、申請に向けた助言・指導を行っているが、今後認定取得を希望する市区町村からの相談が増加すれば、経済産業局に過度な負担が発生するおそれがある。また、平成26年4月に中心手が発行した「産業競争力強化法における市区町村による創業支援のガイドライン」によれば、申請の素薬受付から認定までの所要期間はより日以上とされており、この期間中は素薬を提出した市区町村内の創業者が法に基づく優速出措置を受けることができないため、場合によっては支援措置は、市区町村が主体的に地域内の創業の保速を計画・実践するという画期的な制度であるが、多くの市区町村にとっては制度規定に面から助り地包が初めての機会となるため、頻繁に計画の支が、の市区町村にとっては制度発展に面がら助り地包が初めての機会となるため、頻繁に計画を更かましての新したのは一般であるが、多口が地方経済産業局のみである場合、こうした計画変更への迅速な対なが困難となる計れがある。空口が地方経済産業局のがある場合、こうした計画変更への迅速な対なが困難となるもそれがある。といる経済を実際の必要は「係る情報、人件費等の低減」にもつながら、また、大分県における「スタートアップ支援機関連絡会議(県、商工田体、金融機関等で組織。年間1500件の創業相談を受け、うち400件が創業を実現りなどの全県組織から前市村への情報提供も可能になることが、法の選手に対していた日本の場では、大の場における「スタートアップ支援機関連絡会議(県、商工田体、金融機関等で組織。年間1500年の創業相談を受け、うち400件が創業を実現りなどの全県組織から前市村への情報提供も可能になることから、法の選手、地域の要情に即した日流な事務が行えるものと思われる。	の策定及び実施に資するため、都道府県に当該計画の設定申請等 の情報提供を行うとせは、都通用県の関係機関が創業支援事業者 として参画できることを、平成20年度中に地方公共団体に通知する。 (前) 創業支援事業計画の設定については、副東支援に係る回動 構の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度幹組 みを含めた機能を行い、その結果に基づいて必要は目蓋を到する。
26年	699	産業振興	都道府県	大阪府、京都 府, 兵庫県、徳 島県	経済産業省、総務省	A 権限移譲	產業競争力強、 在此第第113条、第1 37条3項、第1 40条1項6号	創業支援事業計 画の認定権限の 都道府県への移 譲	産業競争力強化法 第113条、第114条、第137条3項、第、440条、項局に規定する「市区町村削業支援 項、第、440条、項局に規定する「市区町村削業支援 計画」に関係する施行令、施行規則を含む)における格関を制造内保に移議されたい。 第113条 削業支援事業計画の認定 第114条 削業支援事業計画の認定 第114条 別業支援事業計画の認定 第144条 第支援事業計画の要更等 第137条3項、報告書の徴収 第140条1項6号 主務大臣等	村上リアを超えてあり、郁垣府県レベルの劇業又技施東と管接に連携した収組が来められる。し	4 総務省1 (2) 産業競争力強化法(平25法99)(経済産業省と共管) (i) 創業支援事業計画の認定(113条1項)については、当該計画 の策定及び実施に資するため、稲道府県に包装計画の認定申請等 の情報提供を行うとともに、都道府県の関係機関が創業支援事業者 として参画できるととを、平成26年度中に地方火担団体に通知する。 (ii) 創業支援事業計画の認定については、創業支援に係る国家自 概の早期達成に向け、原則として平成27年度中に現在の制度特

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	277	産業振興	都道府県	埼玉県	経済産業省、国土 交通省、総務省 (周防庁)	B 地方に対する規制緩和	一般高圧ガス保	水素ステーション の設置に係る高圧 ガス保安法令等の 見直し		【制度改正の必要性等】 水素ステーションの設置にあたっては、従来の規制の中では想定されていない事項があり、また、 欧米に比べ、必要以上に厳しい安全基準が定められている。 水素エネルギーの音を拡大を図る上で、2015年から市販をれる燃料電池車に安定的、かつ安価 に水素を供給する必要があるが、設置基準が厳しいことで、欧米に比べ、設置コストが5~6倍となっており、設置事業者に多くの負担となっている。このため、安全性が確認された事項については、欧米並みのコストで米素イテーションが選定できるよう。規格を緩和する必要がある。国はマ 成27年中に全国で100か所の設置を計画しているが、現時点では40か所程度にとどまっている。 本界では、平成26年5月に有職者も影響メーカー、水素供給企業等からなる「海足水素エネーメード・一番及准準協議会」を設置した。協議会において、水素ステーションの患者電池自動車に普及に関し、行政に対する要望や、規制改革実施計画に基づく規制緩和を基やかに実施する必要 がに関し、行政に対する要望や、規制改革実施計画に基づく規制緩和を基やかに実施する必要 あたこの場合に対しまれた。	(4) 消防法(昭23法186) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)
26年	110	消防・防災・安全	指定都市	浜松市	総務省(消防庁)	B 地方に対する規制緩和		緊急消防援助隊 設備整備費補助 金に係る等細補 基準の廃止又は 組和	緊急消防援助隊設備整備費補助金文付要綱第3条に 規定されている、県及び指定都市が補助金の交付を受 けるための基準、交付額が9800万円以上)について、 基準の廃止又は緩和を求めるもの。	【支障事例】 「支障事例】 「大阪事等例】 「大阪事等例】 「大阪事等例」 「大阪事等例」 「大阪事業を備養性のなど、 「大阪事業を構造した。 「大阪事業を構造した。 「大阪事業を構造した。 「大阪事業を構造した。 「大阪事業を構造した。 「大阪事業を構造した。 「大阪事業を構造した。 「大阪事業を構造した。 「大阪事業を構造した。 「大阪事業を集まれる。」 「大阪事	6【総務省】 (10)緊急消防援助隊設備整備費補助金 指定都市に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付基準に ついては、近時の指定都市の行政規模を踏まえ、緩和の方向で見
26年	233	消防・防災・安全	指定都市	熊本市	総務省(消防庁)	B 地方に対す る規制緩和	緊急消傷整備 原 原 原 原 原 原 所 所 所 所 の の の の の の の の の の	緊急消防援助隊 設備整備費補助 金に係る補助金採 択基準の廃止	本市では、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用 し、緊急消防援助隊登録車両の更新に合わせ、車両 更新を行っている。 いかしながら、財政状況が非常に厳しい中で、指定 都にあっては、相助金採択基準(交付額ペース、以下 同じ。)が9,500万円以上と高額であるため、当該補助 金を活用上車両更新を行う際に普慮している。 そのため、緊急消防援助隊登録車両の整備に対して は、等し交付決定が受けられるよう、補助金採択基準 の廃止をお願いする。	【支障事例】 指定都市消防本部は、緊急消防援助隊として多くの部隊を登録しており、全国各地で発生する大 接模災害に率先して部隊を派遣し、被災地での教助教援活動に貢献しているところである。 緊急消防援助隊設備整備費補制強金活用する事業は様々であるが、消防車両の整備が主なもの である。 本市は近年指定都市へ移行したが、指定都市移行前においては、水槽付ボンブ車1台(3,000万円 程度)でも当該補助金を活用で購入できていた。 しかしながら、指定都市移行後とおいては、補助金採択基準が9,500万円に変更されたため、補債 対象費用で1億9,000万円以上が必要となり、1台2,500万円程度のボンブ車や教急車では、更新 する台数を年度に集中させるか、様子車(1億7,000万円程度)や教助工作車(9,000万円程度)な どの高額な車点共に更新するなどの手法をと必要がある。 このように、緊急消防援助隊設備整備費補助金について、補助額採択基準額が指定都市移行後 は5850万円か9,500万円の10倍となり、補助金の要望ができにくい状況のため、消防車両の整備 に支障をきたしている。	[再掲] 6【終務省】 (10緊急消防援助隊設備整備費補助金 州定都市に係る緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付基準に ついては、近時の指定都市の行政規模を踏まえ、緩和の方向で見 直しを行う。
26年	629	消防・防災・安全	都道府県	長崎県	総務省(消防庁)	B 地方に対する規制緩和	消防組織法第 44条第1項、第2 項	緊急消防援助隊 の要請方法の見 直し	緊急消防援助隊の要請について、被災地の市町村長 がいかなる場合でも都道府県知事を経由せず、直接消 防庁長官へ応援要請することができるよう規制緩和を 行う	【支障・制度改正の必要性】 緊急消防援助隊は、大規模災害で都道府県内での対応が困難な場合、県域を超えた消防の応見 体制であり、原則としては消防超機法第44条第1項により、緊急消防援助隊を要請する場合は、 都道府県知事を通じ、消防庁長官〜応援要請をすることとなっている。なお、緊急消防援助隊並 用要網第6条を項す、都道府県知本企連係を取ることができない場合には、直接消防庁長官に対 して要請するものとする、とされていた したいしなが、緊急消防援動隊の応援要請は、県内での広域応援体制では消防活動が対応できない大規模な緊急性のある活動要請であり、消防管理者は市町村長であることからも、都道府県 知事を経由せずに直接消防庁長官へ要請を出すことが効果的効率的である なお、市町村長から直接消防庁長官へ誘進要請した状況を都道府県知事へ通知・報告することに より、都道府県の応援体制も可能となるものと考える。	6【総務省】 (2) 浦防組織法(昭22法226) 緊急消防援助隊の応援等に係る市町村長、都道府県知事及び消防 庁長官の間における情報提供について、消防の応援等に関する要 網等において明確化する方向で検討し、平成26年度中に結論を得 る。
26年	315	運輸・交通	都道府県	熊本県	総務省、国土交通省	B 地方に対する規制緩和	第6条第1項 軌道法に規定す る国土交通大臣	事務処理特例条例により移譲した場合の市町村から 国合の協議に係る 都道府県の経由 の廃止(軌道法部 分)	軌道法関係の認可に係る国(地方運輸局)への協議等 に伴う、知事経由事務を廃止できるようにすること。	【支韓】 本県では、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、軌道法施行令第6条第1項の規定 による認可(軌道法に規定する間土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理する6の等 を定める政令第1条第1項及び第2項の規定により知事が行うこととされた認可に限る。)を結本市 に移饋している。なお、本件事務は、熊本市の政令市移行(平成24度)により、道路法の規定に 基づき同市内の県道等の管理が同市に移管されたことを受けて、事務の合理化を目的に25年度 から移譲したもの。しかし、当該接可に伴う国への協議は、自法第252条の1703第3項の規定に より、知事を経由することとなっており、十分な事務の簡素化に繋がっていない。 (制度改正の必要性) 経由事務が廃止された場合、市、県及び九州連輸局担当課間の文章の往復に要する期間(2~公理問程度)が販給われと考えられる。なお、の期間短値については、軌道事業者(熊本市交通 居入び同市都市建設局土木管理課も要望しているところである。 (その他) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	880	運輸·交通	指定都市	広島市	国土交通省、総務省	B 地方に対す る規制緩和	地方財政法第5 条	新交通ネットワー クにおけるインフラ 外施設の整備及 び設備更新に対す る起債制限の緩和	新交通ネットワークにおけるインフラ外施設の整備及 設備更新に係る地方自治体が負担する財源に対して 地方債が充当できないため、地方債の制限緩和を行 う。	新交通ネットワークについては、平成6年8月、広域的な拠点であるひろしま商風新都と都心影を 終ぶ約184kmのアストラムラインが開業しており、現在は、ネットワークの広域化を目指し、IPは 陽本線と結節する白島新駅の整備を平成27年春の開業を目指して推進するとともに、広域公園前 がている。 がている。 がている。 がている。 プストラムラインは今年で開業後20年を迎え設備等の老朽化が進み、全後、設備機 器の更新が本格化していて、になる。 こうしたことから、交通事業者(広島高速交通機) 広島市出資比率5196) が実施するインフラ外施 数の整備や設備更新に対する地方負担を経済するため、地方負担額についても、地方財政法第 5条第5号に規定する経費とかなせるよう、地方債の制限の緩和が必要である。 (詳細は別紙1を参照。)	
26年	881	運輸·交通	指定都市	広島市	国土交通省、総務省	B 地方に対す る規制緩和	の活性化及び	地域公共交通の 利便性向上に資 する事業に対する 起債制限の緩和	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業の づく軌道運送高度化事業のび直路運送高度化事業の は、連勝計画事業(コミューディレールル)、地 地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方値の制限緩和を行う。	地域公共交通の活性化及の特生に関する法律リニを 八乳道運送高度化争業及の連絡運送高度化事業には、地方債の特例が認められていることに鑑み、これらの事業の性格と同様と思われ	
26年	9	その他	一般市	新見市	総務省	B 地方に対す る規制緩和	公職選挙法第4 6条	国政選挙への電子投票の導入	特例法の制定により国政選挙での電子投票の実施を 可能にする。	本市では平成14年2月に施行の「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録 式党景極を用いて行う投票方法等の特例に関する法律に基づき、市長・市施選挙における電子 投票を実施している。 これまで計4回の電子投票に成功しており、開票事務の迅速・効率化、無効投票の減少、投票方 法の・パアプリー化という効果を実証し、電子投票の信頼性はからざないものとなっている。 現行の法制下においては、電子投票で実施する地方選挙と、自書式投票で実施するしかない国 政選挙が混在することから、住民から戸窓いとともに全ての選挙での電子投票の実施を望む声が 多く寄せられているところである。 また、国政選挙への電子投票導入が認められていないことが、導入を検討している多くの自治体 の障壁になっており、原状のままでは、電子投票制度の普及は遅々として進まないばかりか、制 度を推持することも困難になるのではないかと信頼するところである。 なお、国政選挙への選予投票人が認められていないことが、導入を検討している多くの自治体 の障壁になっており、原状のままでは、電子投票制度の普及は遅々として進まないばかりか、制 度を推持することも困難になるのではないかと信頼するところである。 なお、国政選挙への導入によって、開票時間の大幅な短線や無効票の減少などの有効性が広く 有権者に浸売することで、軽力に対するコンとサンカスが得られやすくなると考えており、電子投票 が広く全国に普及することで経費節減にも寄与するものと考えている。	
26年	56	その他	都道府県	愛知県	総務省	B 地方に対す る規制緩和	公職選挙法第 202条、第203 条、第208条及 び第207条	市町村選挙における争訟手続の見直し	市町村が管理執行する選挙における展議の申出において市町村選挙管理委員会の決定に不服のある者が、直ちに市町村選管を被告として、裁判所に訴訟を提起することができるよう、公職選挙法を改正されたい。	管を優告とし、高等裁判所に訴訟を提起することができる(公選法203、207)こととなっている。 (制度改正の必要性) 都道府県選管が審査庁として介在し、また、市町村の選挙に係る訴えであるにも関わらず都道府 県選管が確告となることは、都道府県の知事又は議会議員の選挙に係る同様の訴えにおいて都 ※な歴以際と、の思なたいる。 またに解する関係を対象に対し、またがでは、またになってない。	6[総務省] (5)公職選挙法(限25法100) 市町村の議会の強員又は長の選挙及び当選の効力に係る争訟手 続(202条。203条。203条及び207条)については、市町村選挙管理 委員会の決定に不服のある者が、直ちに市町村選挙管理委員会を 被告として訴訟を推奨できることとすることについて検討し、その結 果に基づいて必要な措置を講する。
26年	331	その他	都道府県	群馬県	総務省	B 地方に対する規制緩和	公職選挙法第 202条2項、第 203条、第206条 2項、第207条	市町村選挙における争松手続の見直し	県通管が実施している市町村選挙に対する不服審査 制度を廃止し、市町村選管への異議申し立て後直ちに 提訴できる仕組みとすべき。	・ 訟上の当事者主義にもかなう。 ③市申村選挙管理委員会の決定に不服がある者が直ちに高等裁判所に市町村選管を被告として訴訟を提起することができるようにすることは、争訟のスピードアップにつながり、当事者双方に	[再掲] 61総務省] (5)公職選挙法(昭25法100) 市町村の選挙会の議員又は長の選挙及び当選の効力に係る争訟手 続(202条、203条、206条及び207条)、10ついては、市町村選挙管理 委員会の決定1不服のある者が、直ちに市町は要負妻を 被告として訴訟を提起できることとすることについて検討し、その結 果に基づいて必要な措置を講ずる。

4	F度 管	年度別 理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
2	6年	332	その他	都道府県	群馬県	総務省	B 地方に対する規制緩和	政治資金規正 法第20条第4 項第20条の2 第2項	政治資金収支報 告書のインター ネット公表の公表 期間の制限撤廃	政治資金規正法に定める収支報告書のインターネット での掲出は、法定受託事務の処理基準において、3年 と定められている。原民の利便性の向上や事務の効率 化の観点から、掲出期間の制限を撤廃すべき。	①本県では収支報告書の文書保存期間を5年とし、閲覧期間の3年を超えるものについての公開は、公文書開示請求により対応している。 〇一度22年度請求件数 請求対象団体数) 34団体分 〇一度23年度請求件数 請求対象団体数) 7団体分 〇一成23年度請求件数 (請求対象団体数) 3団体分 〇一成25年度請求件数 (請求対象団体数) 3団体分 〇一成25年度請求件数 (請求対象団体数) 請求なし ※複数の団体の閲覧等請求の場合もあり、請求ベースでは件数は上記より減少する。 22インターネットによる提出期限を文書保存期間と合うわせることで、情報の透明性向とと公開手続 きの簡素化、科便性向上につないる。 3政治活動の透明性の確保の観点から、政治団体の活動内容を国民の監視下におくということは 放治資金規定法の立法機管に占いなうものである。 (4事務上の支険を考慮しても、長期間にわたって収支報告書を公表することで得られる利益は太 考く、かつ、法務の企業によって容易に達成できる事である。 5都道府県の判断で可能な限り公表しておけるよう、制限(法解釈上の取扱い)を撤廃されたい。	
2	6年	66	その他	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第 291条の2第4 項	広域連合が国に 移譲を要請できる 事務の範囲の拡 大	地方自治法において、広域連合が国に移譲を要請することができる事務は、広域連合に密接に関連する事務に限定されているが、同法の規定を改正し、当該広域連合の事務に密接に関連する1を制能し、幅広い事務の移譲を要請できる仕組みの構築を求める。	関西広域連合は、関西2府5県における広域行政を担う責任主体として平成22年12月に設立された。設立から3年以上が経過し、7つの広域事務を始めとした課題に、構成団体が一丸となって取り組んできた。 今後更なる広域行政に取り組むたという。 台後更なる広域行政に取り組むたという。 は今な事務・権限について移議を求めようとしいる。 しかし、当該規定により移譲を求めよるととができる事務は、関西広域連合が現在担っている事務と 密接に関連する事務に限定されることから、地方自治法に基づく国への事務移譲の要請ができない。	
2	6年	831	その他	都道府県	兵庫県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第 291条の2第4 項	広域連合が国に 移譲を要請できる 事務の範囲の拡 大	地方自治法において、広域連合が国に移譲を要請することができる事務は、広域連合に密接に関連する事務 務に限定されているが、同法の規定を改正し、当該広域連合の事務に密接に関連する1を制除し、幅広い事務の移譲を要請できる仕組みの構築を求める。	関西広域連合は、関西2府5限における広域行政を担う責任主体として平成22年12月に設立された。設立から3年以上が軽適し、7つの広域事務を始めとした課題に、構成団体が一丸となって取り組んできた。 今後更なる広域行政に取り組むため、直轄道路、河川の管理権限の移譲など、国が実施している 体々な事務・権限について移動を求めふうとしている。 しかし、当該規定により移譲を求めふうとしている。 しかし、当該規定により移譲を求めることができる事務は、関西広域連合が現在担っている事務と 密接に関連する事務に限定されることから、地方自治法に基づく国への事務移譲の要請ができな い。	
2	6年	67	その他	その他	関西広域連合	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第 291条の3第2 項	広域連合の規約 変更手続きの弾力 化	地方自治法において、広域連合が規約変更を行うにあ たっては、総務大臣許可を受ける際に、国の関係行政 機関の長との協議が必要とされているが、同法を改正 、協議を廃止し報告にかえるなど規約変更手続きを 弾力化することを求める。	規約変更を行う場合、総務大臣の許可が必要となるが、総務大臣許可の際には関係行政機関の 長への協議が必要となっている。 当該協議には相当の期間を要し、その間、広域連合が処理する広域行政課題への的確かつ迅速 な対応に支助作生しるおそれがあるため、協議を廃止し報告にかえるなど、規約変更手続きを弾 力化する必要がある。	
2	6年	832	その他	都道府県	兵庫県	総務省	B 地方に対す る規制緩和	地方自治法第 291条の3第2 項	広域連合の規約 変更手続きの弾力 化	地方自治法において、広域連合が規約変更を行うにあ たっては、総務大臣許可を受ける際に、国の関係行政 機関の長との協議が必要とされているが、同法を改正 、協議を廃止し報告にかえるなど規約変更手続きを 弾力化することを求める。	規約変更を行う場合、総務大臣の許可が必要となるが、総務大臣許可の際には関係行政機関の 長への協議が必要となっている。 当該協議には相当の期間を要し、その間、広域連合が処理する広域行政課題への的確かつ迅速 な対応に支助が生じるおそれがあるため、協議を廃止し報告にかえるなど、規約変更手続きを弾 力化する必要がある。	

	年度別	12 ch // 02	提案団体の属性	提案団体	7 M 18 F # 4 # #	######################################	18 th 14 0 m	提案事項	# 1.7 H @ a B L L L -		[調整結果]
26年	管理番号 320	提案分野	(都道府県/市町村)	校集団体	所管・関係府省庁	提案区分 B 地方に対する規制緩和		害賠償金額が一 定額以下のものに	13号「法律上その義務に属する損害賠償の額を定める	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 地方自治法第96条第1項第13号の規定により、普通地方公共団体が、国家賠償法、民法等により損害賠償の最務を負う場合、その損害賠償の額の決定については、すべての事業について議会の議決を得ることとされているが、自動車事故に係る損害賠償の配っいては、自賠責保険基本、裁判・共正基準等により領定され、市が恋意的に決定することは困難である。また、実際に業務上で発生する自動車事故による損害賠償事業は、金額が少額のものが大部分であることか、自動事事故に係る損害賠償事業は、金額が少額のものが大部分であることか、自動事事故に係る損害賠償を定めることについては、一定の金額以下のものは違決対象から除外する措置をお願いしたい。	地方からの提案等(関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	564	その他	都道府県	神奈川県	総務省	B 地方に対する規制緩和	地方自治法第 96条第1項第12 号	支払替促への異議申立てによる訴訟の提起に係る議訟の提議と事項の 例外化	民事訴訟法第395条規定の支払督促への異議申立てによる訴訟の提起については、議会の議決事項を定めた地方自治法第96条第1項第12号の例外とし、首長が行えることとする。	訴訟の提起は、地方自治法第96条第1項第12号により、議会の議決事項となっている。 一方、民事訴訟法第996条では、債権者の申立てに基づき裁判所が支払を管促する支払管促に 対し、債務者から異議の申立てが行われた場合。支払管使の申立て時に遡って訴訟の提起が あったものとみなされ、「支払管促」から「訴訟」へ移行する。 これに伴い、事事決の手続を経た上で訴訟手数判を納付することが必要となる。 ところが、議会開会申は法179条による毒決処分を行うことができず、あらかにめ法180条に基く指 定を受けていない団体では、議分日以前に指定期限が経過し、訴訟が知すられる事業の発生が 懸念される。 支払管促は、請求が金銭債権やその代替物に限られ、異議申立てによる訴訟は自治体の債権実 現の手段としてその是非を判断する余地はないと思われることから、議会の議決事項を定めた地 方自治法第96条第1項第12号の例外とし、首長が行えることとする。 なお本県において、支払督促への興議申立でによる訴訟が議会の委任による専決処分事項と なっていない理由(地方自法法第189条に基づく指定を受けていない理由)は次の通りです。 (1) 議会の委任による専決処分事項と では、13年の委任による事決処分事項となっている。 (2) 議会の委任による事決処分事項となってとは、2000年には提案権が試いた。	
26年	706	その他	都道府県	鹿児島県	総務省	A 権限移譲	地方自治法第9 条の5	新たに生じた土地 の告示事務の権 限移譲	地方自治法では、市町村の区域内に新たに土地が生 じたとき、市町村長はこれを確認し、都道府県知事に届 出を行い、知事は直ちに告示しなければならないとされ ている。一方で、全国的に特例条例による権限移譲が 進んでいる現状があるほか、音示の迅速は、手続の 素化の観点からは市町村へ権限移譲を行うべきであ る。	御道内宗知寺に曲山を打い、加建府宗知寺は進らによれを言示しなければならない。 この事務については、全国的に特例条例による権限移譲が進んでおり、また、告示の迅速化、手 接の簡素化の観点から市町村へ権限移譲を行うべきである。 と事故の事故	
26年	147	その他	都道府県	鳥取県、京都府	総務省	A 権限移譲	無線システム普	移動通信用鉄塔 整備事業に係る財 産処分の和 理権限の移譲	情報通信格差是正事業費補助金交付要網第20条(補 足事項)に定める移動通信用數塔施設 設備の財産処 分の届出の受理権限を都追府県に移譲する。	当該補助金の財産処分の届出の内容は、移動通信サービス対象地域の拡大や、通信の高速化により地域住民等利用者の利便性向上を図るための機器更新に保る財産処分の届出が信とんどて、技術的なテェックを更したいものである。しかしながら現在は、財産処分に係る届出先が秘務者とされているため、都道府県各時日を関しており、最大がもり、都道原県への申請かを設務るの届出受理までに概ね2週間程度の時間を受しており、結果として利用者の利便性向上に時間を要している。総務省からの届出受理連絡を待って、その旨市時代に通知している)のいては、届出の受理権限を都道庁県、移譲し、申請者(市町村)及び都道庁県並びに総務省における事務手続きの簡素化を図り、事務処理期間の短縮、ひいては利用者の利便性向上を図る必要がある。	4【終務者】 (3)移動通信用鉄塔施設整備事業 財産処分の届出受理権限については、都道府県及び市町村の意見 を請まえ、都道府県に移譲する方向で、権限移譲の対象とする財産 処分の範囲等の検討を進め、平成27年中に結論を得る。
26年	351	その他	都道府県	徳島県、京都 府 兵庫県、鳥 取県	総務省	A 権限移譲	及支援事業費	移動通信用鉄塔 整備事業に係る財 産処分の届出の 移譲	移動通信用鉄塔施設・設備の財産処分の承認権限を 都道府県に移譲する。	補助金の交付を受けて整備された移動通信用鉄塔について、事業者が利便性向上のための機器 更新を行う場合、処分許可年限来了のものは、財産処分の届出が必要となる。 鉄塔・鉄柱木体 は処分制限期間が40年と長いため、通信事業者は鉄塔・鉄柱本体を利用して、MOVAから FOMA、LTEへと時代の一工でに立て無線通信設備の機能・エリアの拡張や変更を急速に進め ており、その都度、国への届出が必要となっている状況にある。通信事業者によっては、毎年、何 中性機器更新を行う場合があり、都道所集を軽由して、その都度国への届出が必要となる。 鉄塔に関する機器更新の届出については、権限を都道所限におるすことで、住民の利便性向上 セエリア拡大を迅速かつ効率的に行うことが可能となる。(他の国の補助事業の財産処分の場合 とは、処分の性質を異にする)もちろん、鉄塔本体の処分のような重大な資産の財産処分に帰っ では、これまでどおり国に中部が必要とすっまですると考えます。 権限委譲に伴う期間の短縮について、都道府県に権限を委譲することにより、全体で1ヶ月以上 の期間かかっていたものが、約2週間以上の期間短種が可能となる。	(3)移動通信用鉄塔施設整備事業 財産処分の届出受理権限については、都道府県及び市町村の意見

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	201	その他	一般市	花巻市	総務省	B 地方に対する規制緩和	成20年12月2	推進要綱に定める 「中心市」の要件	定住自立圏横想における「中心市」の要件として原を 間人口比率等が定められているが、当該要件を添たさ ない市であっても、中心市宣言を実施しようとする団体 については、中心市として位置づけを可能とする。	定住自立圏構想推進要綱は、中心市と近隣市町村が自らの意思で協定を締結し、形成される圏域ことの「集約とネットフーク」の考え方に基づき、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的としている。 中心地の要件には、①人口が5万人程度(少なくとも4万人を超えていること。)、②を環間人口比中の要件には、①人口が5万人程度(少なくとも4万人を超えているが、夜間人口に対する影間人口が1人でも少ない場合には、中心市として要件を欠くことなり、本制度を活用した住民の居住権採対策や地域の魅力向上必須が振開でされ、現状である。 そこで、人口要件と同様に昼夜間人口比率についても要件に帰を持たせ、「昼間人口を夜間人口で除して得た要がが以上又は成本1程度」とすることによって中心市宣言をしようとする市の後押しをすることが必要である。 本市の具体的な現状は、別紙のとおり	
26年	298	その他	都道府県	福島県	内閣官房、総務省(消防庁)	B 地方に対す る規制緩和	武力攻撃事態 等における国民 の保護のための 措置に関する は第34条第5項 及び第8項		都道府県が国民保護計画を作成、変更する際は、あら かじめ総務大臣を終由して内閣総理大臣への協議が 義務付けられているが、この協議を廃止する。	【根拠条文】 並力攻撃事態等における国民の保護のための指雷に関する法律 第34条第5項 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成するときは、あらかじめ、 総務大臣を経由して内閣総理大臣に協議しなければならない。 【提案事項・支障事例】 各都道府県の国民保護計画を変更する際、現状では、総務大臣・内閣総理大臣への協議(年に1 度の閣議決定)を経ることとされており、その変更作業は内閣府から示されるスケジュールに沿っ で進めることとかではいた。、適宜時期を捉えた変更の困難を増することができず、次の閣議決定 本で変更することができないため、適宜時期を捉えた変更の困難な場合がある。 このことから、現民の生命、身体及び財産を保護するための計画の変更を迅速に決定できるよう、 な話。同じく県民の生命、身体及び財産を保護する目ので策定している地域防災計画は、平成公 なお、同じく県民の生命、身体及び財産を保護する目ので策定している地域防災計画は、平成公 なお、同じく県民の生命、身体及び財産を保護する目ので策定している地域防災計画は、平成公 で展に第1次一括法により内閣係総理大臣への協議が不要とされたことから、都道府県の国民保護計画も内閣府総理大臣への協議が不要とされたことから、都道府県の国民保護計画も内閣府総理大臣への協議が不要とされたことから、都道府県の国民保護計画も内閣府総理大臣への協議が不要とされたことから、都道府県の国民保護計画も内閣府総理大臣への協議が不要とされたことから、都道府県の国民保護計画も内閣府総理大臣等への協議が不要とし、ことができるようにしていただきたい。	
26年	614	その他	都道府県	長崎県	総務省	B 地方に対する規制緩和	後進地域の開 発に関に関する国 事員担 関する国 等 担 関 等 第 1 項 一 第 1 項 1 項 1 項 1 項 1 項 1 項 1 3 1 3 1 3 1 3	仮進地域の開発 に関する公共事業 に係る国の負担割	現在定められている後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例対象地の指定を無くす。	【支障事例】 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例の適用地域は事業によって条件 が付され、治山施設及び地すべり防止施設の工事に際しては、一級河川または二級河川の流域 におけるものに係る補助事業のおか対象になっている。しかし、離島半島も多く抱え海岸に面した 株落の保金が大半さ占める未現では、旅工箇所によっては対象となっない事業が大半となるた め、その特例の対象を地域全体に広げることはできないか、本規では平成24年度に92箇所で治 由事業を実施したが46箇所対象となったものの残りの半分に当たる46箇所については対象となった。対象外となった。46箇所の内訳は本土2箇所、半島・18箇所、離島部26箇所となってお り、半島・離島部を多く抱える本県においては折角の特例指置も十分に行き渡っていない状況であ 6、現況 1424年度の事業実績は別紙のとおり。	
26年	680	その他	指定都市	横浜市	総務省	B 地方に対す る規制緩和	地方財政法第5 条第5項	地方債対象事業の拡充	民間事業者による公共施設整備(株式会社による保育所整備など)補助に要する経費、公共施設の維持補修に要する経費、基本設計等の建設に係る事務的経費等への起債充当を可能とすること	横浜市では、施策推進と財政健全性のバランスをとりながら地方債を活用しているが、地方債は地方財政法により充当対象の制限があり、地方債の対象となる新規の危認整備から対象とならない収集への移行、扶助費の増加等による所要一般財源が増加している中では、今後、手事全体の収支を合わせるための財源が確保で含む、状況が生じかれない、地方が自主的・自律的に地方債免行総額を決定するにあたり、充当対象事業の選択肢を増やすことが必要。保育所得健康世化口に向け、株式会社の参与、企進のる等の助能を行つているが、他団体への補助に関する地方債の対象は「公共的団体が設置する公共施設の建設事業に係る助成に要する経覚上限定されており、株式会社に対する補助には地方債を不当でさないため、財源の確保の主要する経難と「保証をおいれる。例:保育所整備 27件 約7億円 (20年度予算・一般財源ペース)、この他規模を機能型居宅計能事業所、グループホームも株式会社が整備している例あり(20年度予算)は全観園費又は果費だが、今後市費負担が発生する可能性あり))公共施設の長寿が大力規模修繕は配貨金券が、それ以外の維持補修費についても施設を割用年数まで活用するために必要な経費であり、平準化により安定的な財政運奮が可能となる。公共施設の保全費計 約12億円(20年度予算・一般財源ペース)。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	813	その他	都道府県	兵庫県、和歌山 県、徳島県	総務省、内閣府	B 地方に対する規制緩和	官報及び法令全書に関する内閣所令第1所令第1所令第1所令第1所令第1所令第1所令第1所令第1所令第1所令第1	地方自治事項の 官報報告事項の 掲載廃止	地方自治事項の官報掲載事項(6項目)の官報掲載業務を廃止すること、 (言報掲載事項) ①条例の制定又は改應、義務を課し、権利を制限する 条例で、全国的に影響が大きな、特に掲載の必要があるものに限る)、②地方形法第19条第3号から第5号ま でに掲げる処分についての、無申し立てに対する。 等の要等は、③長の選挙結果、④特別法の住民投票結 果、⑤人事異動、⑥都道府県等の主たる事務所の設 置又は変更	【現行】 「官報及び法令全書に関する内閣府令」では、第1条において、官報では地方自治事項を掲載するものとされている。 【支障事例】 「官報掲載事項については、総務省あて紙原稿で3部送付することとなっている。特に人事異動については、回の行政機関等に係る職員と併せて官報に掲載されるため、免令日から1週間以内に原稿送付をしなければ掲載されないなど、専務処理上時間の制約がある。 「改正の必要性」では県公報に掲載することで、住民等関係者への周知は行えるものであり、中で全国どこからでも男へ級関策が可能となっている現在においては、官報に掲載する意義は薄し、後つて、事務の効率化の観点から、官報掲載事項の掲載廃止(義務付けの廃止)を提案する。 「官報掲載事項格告権数) H23:6件、H24:9件、H25:4件(いずれも選挙結果及び人事異動)	6【総務省】 (12)「地方自治事項」の官報掲載(内閣府と共管)[再掲] 「地方自治事項」の官報掲載については、地方公共団体に官報掲載 義務がないことを改めて明確化する。 [措置済み(平成26年8月6日付け総務省大臣官房総務課通知)]
26年	833	その他	一般市	三鷹市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	民孫係「本語」 (平田 年本) (平田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	業務の委託に係る 規制緩和	住民票の写し等の交付請求に対する交付・不交付の 決定や請求等に関する書を以外の業務については、 「市町村の適正を管理」「「あれば民間等業者が行う ことができるとされている。また、戸籍謄抄本の交付財 行為」について「市町村職員が常駐し、不測の事態等 「窓しては当該職員自らが開催通切な対応を行うこと ができる体制であれば」民間事業者がその業務を行う とができる体制であれば」民間事業者がその業務を行うこと かできる体制であれば」民間事業者がその業務を行う 会の市民理職員と密に連携し「適正な管理下又は臨機 適切な対応ができる体制」があれば、必ずしな地に 設内に市職員が常駐しない場合でも業務の委託をする ことができるようにしていただきたい。	隔で)適正な指示を行うことにより、職員が常駐する場合と同様に、不測の事態等に際しても臨機 適切な対応が可能と考える。	6(総務省] (6)住民基本台帳法(昭42法81) (6)住民基本台帳法(昭42法81) 住民基本台帳開係事務に係る市前村の窓口業務を民間事業者へ委託する場合については、民間事業者の体業員の事務処理に目が届大阪で管理する情報を、展別・困難な事業が生じたときに市町村職員自らか事務等に係る市前村の窓口業が開して民間事業者に委託することができる業物の範囲について1(平20総務省自治行政局の計算等における情報と同様の措置が常に実現されるような仕組の計算等における情報と同様の措置が常に実現されるような仕組の対け、おいまな情報と同様の措置が常に実現されるような仕組の対け、場合であってあれま、必ずと同一施設内に南町料職員が常駐しない場合であっても業務委託は可能であり、その旨を市町村に周知する。
26年	834	その他	一般市	三應市	総務省、法務省	B 地方に対する規制緩和	民基本台帳関	かりる女 个山	住民票の写しや戸籍等抄本などの証明書等の交付については、本人等が取得する場合には、交付・不交付の決定や請求内容等の審査においても困難でないと考えられるため、証明書等の安付において交付・不交付の決定や請求内容の審査を民間事業者が行うことができるようにしていただきたい。	証明書等の交付については、自動交付機やコンビニ交付も普及している状況である。 異例ないし困難な事例については、職員が決定や審査を行うこととし、平易な事業については委託することが可能と考える。	

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	835	その他	一般市	三應市	総務省	B 地方に対す る規制緩和	54号「住民基本 台帳関係の事 務等に係る市町 村の窓口業務	住民基本台帳関 係事務における委 第1年まるコン サーバ端末の緩和 作に係る規制緩和	民間事業者が住民基本台帳事務に関してコミュニケーションサーバ領末の操作は認められないとされているが、民間事業者による操作も可能としていただきたい。	住民基本台帳カードを利用した証明書等のコンピニ交付の普及などにより、現在、住民基本台帳カードの利用が伸びている。住民基本台帳カードの継続利用やコンピニ交付等の手続は住民異動の手続に併せて申請されることが多く、窓口業務の委託を行っている前設立日等の起設においてことが、手続に某られた市民をお待たせずることにもつながりかねない状況をなっている。セキュリティに関しても平成と中の月以降は、全国の自治体においてCS結束の生態を証が導入されるなど、操作ログも直正に管理されている。CS端末の操作を受託事業においても使用可能とすることで、住民サービスの向上や内部事務の効率化につながるものと考える。	
26年	950	その他	知事会	中国地方知事会	総務省	B 地方に対す る規制緩和	地方ない。 地方ない。 地方ない。 地方ない。 は等なので、 は等するのをできるい。 は特定手のない。 は制度を1条のでは、 は期度では、 がは、 は期度では、 は期度では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	地方公共団体における複数落札入札制度による調達の可能化	地方公共団体が需要数量の多い物品等又は特定役形 の調達を行う場合に、複数落札入札制度による調達が できるようにする。	このことから、1名 ではなく複数の争業名がでれてれの処理能力に応して交法でき、かりできるにけ処分費用が抑制できる入札制度として複数落札入札制度が適切と考えている。しかし、国が特定担保を行う場合に対したもっていています。	6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) 地方公共団体の調達における複数落札入札制度については、国に おける複数溶札入札方式による調達の実態や、地方公共団体の意 見を踏まえて検討を進め、平成27年度中に導入する。
26年	57	土地利用(農地除く)	都道府県	愛知県	総務省、農林水産 省、国土交通省		過疎地域自立 促進特別措置 法第5条第4項	過疎地域自立促進方針に係る関係 大臣の協議、同意 の廃止	関する基本的な事項について定めた「過疎地域自立仮	自立促進方針の策定に際しては、大臣の同意を得るために、2ヶ月以上を要し、調整に時間を要している。この方針に基づき、市町村は「過疎地域自立促進市町村計画」を策定することになるため、市町村は万針策定を待たねばならず、厳しいスケジュールでの策定を強いられている。 【制度改正の必要性】 日参校経本のは、サストレに、単、資本限事がはかず、一プレー事数本にうったが、まました。	6【総務省】 (8)過報地域自立促進特別措置法(平12法15)(農林水産省及び国 土交通省と共管) 都道府県が策定する過疎地域自立促進方針に係る関係大臣への 協議については、その迅速化を図るため、事前協議と正式協議の手 続の一本化について検討を進め、平成27年中に結論を得る。
26年	227	土地利用(農地除ぐ)	都道府県	宮城県	総務省、農林水産 省、国土交通省		過疎地域自立 促進特別第4 項第6条第4 項第57億 平成22年12月 22日付け総月 通第143号、2 2農振第1730 号、国都地第7	進市町村計画の	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る都道府県 の協議が必要なもののうち、事業を中止した場合又は 大幅な事業量の減があった場合については、協議から 提出のみとするよう求めるもの。	過疎地域自立促進市町村計画については、過疎地域市町村において事業の見直しに伴い、おお むね毎年変更の手続きを行っている。 の変更の手続きを行るでは、 の変更の手続きをは、過疎地域自立促進特別措置法等に記載のとおり、あらかじめ都道府県に 協議しなければならない、一方で文言の修正等形式的な変更又は軽微な変更については、変更 の手続きを省略して差し支えないものとしている。 そこで、都道府県への協議が必要なもののうち、事業の中止又は大幅な事業量の減については、 予算の増額が伴うものではなく、市町村が主体的に刊節することが可能であり、仮に規制緩和が なされ、変更後の計画の県への提出のみとなっても、遺画など・将移を実施することは可能であると 思われるため、市町村の事務量を削減するためにも軽微な変更として取り扱い、変更の手続きを 協議から提出のみとするように求めるもの。	

年月	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26-	F 243	農地・農業	都道府県	広島県	農林水産省、国土 交通省、総務省	B 地方に対する規制緩和	果寺の活性化		市町村が特定農山村法に基づき農林業等活性化基盤 整備計画を作成。変更する場合の都道府県知事への 協議・同意を廃止する。	[制度改正の必要性] 農林業等活性化基整整備計画の作成・変更にあたって都追府県知事の同意が必要な事項は、農 株業等活性化基整整備投継事業の実施に関する事項と計画の一部分であり、本法自体が、市町 村が中心となって地域の自主性を生かしつつ農林業その他の事業の振興を図ることを目的とされ でいる。 市町村の基盤整備計画の策定について迅速化が図られることにより、その後の事業を早期に実 態することが可能となる。 [懸念の解消] 本法令による義務付けによる調整以外での調整を行っているとことであり、本法令による義務付けの必要性がないと考える。	6【総務省】 (7)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律で写法72)(農林水産省及び国土交通省と共特定農山村地域である市町村が作成又は変更する農林業等活性化基盤機計画に係る都追解規制率への同意を要する協議(4条8項)については、当該計画の内容のうち、農林地所有権移転等促進事業(2条3項3号)に係る事項以外の事項に関しては、同意を要しない協議とする。
26-	F 326	その他	都道府県	大分県、福岡 県、長崎県、龍 本県、宮崎県、 沖縄県	総務省	B 地方に対す る規制緩和	地方財政法第5 条の3	地方債協議制度から届出制度への移行	現在、東質公債費比率が18%以上の団体は許可団体、19%未満の団体は協議団体、16%未満の団体は協議団体、16%未満の団体は協議しては協議をすることを要しないされている。他力、公的資金については、届出制度の対象、ない的資金については、届出制度の対象、があり、協議制度が残されている。今年度は届出場で乗り入3年目に当ちることから、届出制度を含むに拡大し、(公公的資金についても、居出制度の対象とするとともに、②届出団体の要件を16%未満から18%未満まで拡大することを求める。	ク海地門、実質公債費比率が1962と1964と1964と2006を投入で3つの制度に分かれている。 ○また、実質公債費比率が1962と1964という種か2%の4等を挟んで3つの制度に分かれている が、特に本係のように、1964前後の同位については、毎年度協議に届出て区分が変わることがあ り、実事養施が確定するまでの間は届出が協議かが決まるで、事務的な支持が大きい。1896と	6【総務省】 (3)地方財政法(昭23法109) 地方保の発行に関する国の関与の在り方(5条の3等)については、 地方役共団体、市場開係者等の意見を踏まえ、地方債の信用維持 等の観点(国意しつつ、届出制度の対象範囲等について検討を進 め、平成27年度中に結論を得る。
26-	₹ 565	その他	都道府県	神奈川県	総務省	B 地方に対す る規制緩和	地方公務員法 第17条、第18条、第18条 (国と民間の人事交 とのに関する法 と同様の制度整 備)	間企業との間の交流派遣及び交流	「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」と同様の制度を、地方な務員において創設することを目的として、「地方公共団体と民間企業との間の人事交流に関する法律(仮称)」の制定を求める。	国では、平成12年3月に、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律」(以下、「官民人事交流法」という。)が施行され、国と民間企業の双方向の人事交流と、民間企業が一定の期間を定めて国家公務員を目らの従業員として雇用する「交流法」と、国、民間企業が一定の期間を定めて国家公務員を目らの従業員として雇用する「交流がら渡」と、国が調問を定めて民間企業の後長した「採用する「交流状態」と、国が調問を変めて民間を、公務員と、国が開助終了後は派遣元の業務に保備する仕組みとなっている。こうした。野田、公園性が個長なされたか立な手接きのもと、公路である「公園の全球と民間企業との人事交流を通じて、相互理解を深めるともに、双方の組御の活性化と人材育成を図るというに、総のは、地方公務員との範囲内での任用とせざる各様が、それが、企業との専用関係を維持しままま自治性に任用することがでいて可能となっている。 ウ、地方公共団体については、官民人事交流法のような制度がなく、地方公務員よの範囲内での任用とせざる各様が、それが、企業との専用関係を維持しまま自治性に任用することが可能といるが表現のような制度がある。ともない、こうしたことから、手続きの透明性を担保した上で民間企業と地方公共団体においても、地方公務員の参修を深め、双方の組織の活性化人材育成を図るため、地方公共団体においても、地方公務員会の後定が、また、地方公務員会の改正や、また、地方公務員よことが必要である。	
26-	₣ 368	産業振興	知事会	九州地方知事会	经济產業者、農藥 產業者、農藥 在 完全、原子 企動 等 務 等 科 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等 等	A 権限移譲	用の合理化に 関する法律第6	省エネ法に基づく 特定事業者等に 対する指導。助 言、報告徴収、立 入検査の都道府 県への権限移鎮	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指 導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限と して、希望する都道府県に移譲すること。	できず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。例えば、本県に おいては、工場・事業場等の省エネルギー診断事業を無料で行っているが、エネルギー多消費事	4【総務省】 (1)エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭54法49)(警察庁、金融庁、財務省、文部科学名、生労働省、農林水産省、経済産業名、国工労組省など共管)特定事業者等(事業所等が一の都道府県の区域内のみにあるものに限る。)に対する指導、助言、報告徴収及び立入検査については、関係する審議会において都道府県等から意見聴取を行いつつ、実施主体や国の関与等の在り方について、平成27年中に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

年度	年度別 管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管·関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針(閣議決定) 記載内容
26年	260	消防・防災・安全	指定都市	相模原市、浜松市	防衛省、内閣府、 総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衞隊法第83 条第1項 吳第对策基本 法第68条の2		現行、自衛隊への派遣要請は都追府県が行うこととされているが、災害現場の状況を直接知りろ為基礎自治体であり、かつ、都道府県と同等の規模能力を有する指定都市へ移譲すること。	【制度改正の必要性】 近年のゲリラ豪雨など、局地的、即時的な自然災害が増加している状況を踏まえると、人命が脅かされる災害が発生し、それが前面対の対応的た程えることが明白になった場合、広域調整を接ずして、災害致竭の状況を知りる而申付がいち年仪等温波要請を行うことができるよう。自衛隊法を改正すべきであると考える。 有限法を改正すべきであると考え方により、まずは指定都市にその権限を移譲する必要があると考える。 特定都市は基礎自治体である一方で、道府県と同等の権限を有していること。 日ごろから、訓練等を遇し、自衛隊、警察、医療機関等との情報の共布や連携を円滑に遂行できる環境を整ていること。 指定都市には、道府県による出た機関などの行政を実践離ればとんど置かれておらず、また、土 本事業をはな、災害時の対応につながら事業についても、指定都市にその多くを行っていることから、道府県が指定都市の状況を把握し難い状況にあると考えられること。	
26年	430	消防・防災・安全	中核市	郡山市	防衛省、内閣府、 総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83 条第1項 災害対策基本 法第68条の2	自衛隊災害派遣要請権関の市長への付与	浸水被害による住民の孤立化、雪害における道路の 除雪等などの地域のみが恒接的に把握できる被害に 膜定し、市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請 できるよう権限を付与し、都道府県へは事後報告とす る。	【提案事項・制度改正の必要性】 自衛隊法第83条第1項に「都通前県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際 して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を防衛大臣又は その指定する者に要請することができる。」と示されている都道府県知事の自衛隊への災害派遣 の要請権限について、浸水被害による住民の祖立化、大雪による書書において道路の除害等を 速やかに行う場合などに限定し、災害救助活動をより迅速かっ的確に行うため、地域の被災状況 を最も把程し、緊害、消防等関係機関との選修により、市民の全命。身体及び財産を守る被災市 から直接、自衛隊の派遣を要請できるよう権限を移譲すること提案する。 詳細については別紙あり。	
26年	628	消防・防災・安全	都道府県	長崎県	防衛省、內閣府、 総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83 条第1項 災害対策基本 法第68条の2	自衛隊に対する災害派遣の要請手、報告の事情が見から、自動を対していません。 自動 日本	自衛隊への災害派遣の要請手続きを、都道府県知事から直接市町村長まで拡大する権限移譲	【支障・制度改正の必要性】 現状では、自命隊法第83条第1条により、災害条生後、人命・財産の保護のために必要がある場合、市前村長が都道府県知事に依頼し、自衛隊への災害派遣要請をすることが原則となっている。 しかしながら、市町村会の併進展し、区域が広域化するとともに、災害の種類の多様化、大型化している中で、より迅速と加渉を向に対応するためには、市町村長の権限として、直接災害派遣要請ができることが求めらみると考える。 も風や大雨などの風水害はある程度の予測・準備の対応は可能であるが、地震や大規模な事故などの対応は特に緊急性を要するので、避難勧告、避難指示の権限を有する市町村長の判断のバッケボーンとなるものと考える。 市町村長へ権限を拡大しても、同時に都道府県知事への通知や報告を行うことで、都道府県の応援や協力体制も可能になるものと考える。	
26年	683	消防・防災・安全	指定都市	横浜市	防衛省、内閣府、 総務省(消防庁)	A 権限移譲	自衛隊法第83 条 災害対策基本 法第68条の2	自衛隊の災害派 温要請権関の全 市長への移譲	市長が自衛隊に対して直接、災害派遣を要請できるようにし、派遣要請は都道府県に事後報告することとする。	【制度改正の必要性】 大規模災害発生時においては、72時間以内の人命教助に象徴されるように、迅速な応急対策が 来められる。 【制度改正による効果】 ・ 態を長も把握している現場の被災市の長である市長から、取りまとめ役の県を経由することな く、直接、自衛隊に対して災害派遣を直接要請できる権限が付与されれば、大規模災害発生時の も、まり迅速な対応となることが見込まれる。 【懸きの解験本や迅速な流過速要請の実施につながり、住民の生命を守るための救助活動等 も、まり迅速な対応となることが見込まれる。 【懸きの解験な】 を対策法の前提すのあ「地方公共団体による広域的な対応を行っても解決で さない場合と参加しておらず、要請をするときは、既に地方公共団体では対応できない状況で、迅速性や事務の効率化を最優先に考えるべきであることから、都道府県知事のみが災害派遣要請 を行う合理的な理由はない、また、要請が集中する」との形式でいいては、そのような状態とは表 を行う合理的な理由はない。また、更請が集中する」との思うなが、思される。 と称うさな地の連由はないまた。東部は、日本のような状態とは大な被害が想定される災害であり、権限移譲による弊害ではなく、むしろ国において情報収集が遅くなる要因となるのではないか。	